

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
R2	181	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日付け社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知)	障害福祉サービスにおける食事提供体制加算の対象の見直し	本件加算は、原則として施設内の調理室を使用して調理し提供されたものについて算定される。施設外で調理されたものを提供するときはクックチル等より提供するものに限定されているが、「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日社援施第65号)では、適切に管理された衛生環境の下で、施設外で調理された食事を搬入して提供することが予定されている。本件加算を算定できる障害福祉サービスにおける食事の提供を、社会福祉施設における食事の提供と別異に解する合理的理由はなく、同様の要件を充足した場合に食事提供体制加算の対象に出前や弁当を含めることを求める。	厨房現場の慢性的な人手不足が深刻化する中、利用者の嗜好やニーズを踏まえた満足度の高い食事を提供することが困難となりつつある。加算の対象となる食事提供は、原則として施設内の調理室を使用して調理することが要請されているが、施設外就労など、必ずしも施設内で食事をとることができない事情の下にあっては、調理のタイミングや施設から食事提供場所への食事の運搬など様々な労務負担が生じるだけでなく、障がい特性又は日中作業の内容(肉体・軽作業)によりカロリー量をメニューごとに調整することも困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html	
R2	182	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行規則、病児保育事業実施要綱	病児保育事業における職員配置要件に係る「実質的な義務付け」の緩和	各地域の実情等に鑑みて市町村が柔軟な職員配置を行うことができるよう、「病児保育事業実施要綱」上の病児保育事業における職員配置要件を緩和することを求める。また、各地域の実情等に鑑みて市町村が柔軟な職員配置を行った施設についても幼保無償化の対象施設となるよう、内閣府令(子ども・子育て支援法施行規則)上の病児保育事業における職員配置基準を緩和することを求める。	病児保育事業は、児童福祉法に位置づけられた事業である。当該事業の職員配置要件は「病児保育事業実施要綱」(以下、「要綱」という。)に定められており、保育士及び看護師等の各1名以上の体制が必須とされている。その上で、当該要件を満たす事業が子ども・子育て支援交付金の交付対象とされている。したがって、各自治体の判断で要綱上の病児保育事業における職員配置要件を満たさない形での事業の実施は可能であるものの、かかる事業は子ども・子育て支援交付金の対象にはならない。病児保育事業は、交付金の交付を受けてもおお赤字経営で実施しているところがあるように、国庫補助がなければ実施することが事実上困難である。かかる病児保育事業の実情に鑑みると、自治体が病児保育事業を行おうとする場合には、結局、要綱上の病児保育事業における職員配置要件を満たす形で事業を行わざるを得ず、要綱上の病児保育事業における職員配置要件は自治体にとって「実質的な義務付け」になっていると言わざるを得ない。また、内閣府令(子ども子育て支援法施行規則)において、要綱上の病児保育事業における職員配置要件と同様の基準が定められており、当該基準を満たした施設のみが幼保無償化対象施設として認められている。無償化対象施設として認められるためには、結局、内閣府令において定められた基準を満たす形で事業を行わざるを得ず、内閣府令において定められた職員配置基準は自治体にとって「実質的な義務付け」になっていると言わざるを得ない。本県では、保育士不足等のために要綱上の病児保育事業における職員配置要件等を満たせない施設も多く、病児保育施設の新設や既存の病児保育事業の経営が困難となる事例が発生している。各地域の実情に鑑みて市町村が柔軟に事業を実施できるよう「実質的な義務付け」となっている要綱上の要件や内閣府令上の基準を緩和していただきたい。	「職員の配置要件」内閣府令等 ・看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置 ・保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置 (各1名以上の配置が必要) ※必要な場合に看護師が対応する等により保育士配置のみでも可とする等の例外あり。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	183	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	就学前児童に対する補助金の一元化等	就学前児童に対する補助金の一元化及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。	子ども・子育て支援新制度に基づく保育施設等の運営費は内閣府で一元化されているが、施設整備に係る補助は、施設種別によって所管省庁が分かれ、単価や交付率の違いが生じるなど統一的かつ迅速な対応ができない。加えて、厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており交付決定日が別々である等、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題があり事務負担が大きくなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html	
R2	184	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	保育所等における調理室設置義務の緩和	3歳未満児に係る給食の外部搬入(保育所等における調理室設置義務の緩和)	3歳以上児については給食の外部搬入が認められているが、3歳未満児を入所させる場合の調理室が必須となっている。施設の構造上、調理室を設置するには大規模な改修が必要となり、その間は児童を預かることができず幼保連携型認定こども園への移行ができない幼稚園が県内において3施設ある。(3歳未満児への給食の外部搬入については、公立保育所及び公立幼保連携認定こども園に限り構造改革特区を活用した場合に認められている。)当県においては10月1日時点で待機児童が発生しているため、早期に待機児童解消に向けて幼保連携型認定こども園への移行促進を図りたいと考えている。	—	
R2	185	05_教育・文化	都道府県	鳥取県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	栄養教諭・学校栄養職員の配置基準(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第8条の2) <単独校の場合> ・550人以上の学校:1人・549人以下の学校:4校に1人 <共同調理場を設置している場合> ・1500人以下:1人・1501人～6000人:2人・6001人以上:3人	栄養教諭等の配置基準の見直し	小中学校における栄養教諭等の配置基準を見直し、給食の実施方法に関わらず、栄養教諭等を各校1名ずつ配置するよう定数改善を行うべきである。	・学校数が多く、共同調理場化が進んでいる県では、学校数に対して配置される栄養教諭等が少なく、食育の取組が進まない。 ・特に学校数が多い市部では栄養教諭等一人当たりが担当する学校が多く、加配がない場合5～9校、(加配を含めても4～7校)を一人で担当する必要があるなど、学校における食育が十分に推進されない状況にある。 ・令和2年度は、配置基準による定数に加えて10名の国庫負担職員が配置されているが、加配の場合、次年度の保障がないため非正規職員を配置せざるを得ないなど、特有の課題がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)病児保育事業(児童福祉法6条の3第13項)については、事業運営の実態や課題を把握した上で、病児保育事業の趣旨に沿った事業運営の観点から可能な方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)] また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【内閣府(7)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(10)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、実績報告書に関する様式の一部の共通化を図るとともに、入力事務を効率化するための必要な措置を講ずる。 [措置済み(令和3年7月6日付け厚生労働事務次官通知)]	認定こども園に係る施設整備の事務手続きにおける事務負担を軽減するため、実績報告書の様式の一部の共通化を図るとともに、入力補助機能を付加した。	—	—	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	186	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月11日厚生省令第37号)第60条	訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し	訪問看護ステーションごとに置くべき看護師等の員数を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。	人口が少なく、サービス利用者の確保が難しい中山間地域では、新たな訪問看護ステーションの設置が進まず、訪問看護の希望者があれば、市部の訪問看護ステーションが対応しているが、移動に時間がかかり、その間の報酬が見込めないため、効率的なサービス提供が行えず、経営面で赤字となっている。「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していく必要があることから、地域の実情に合わせた訪問看護事業への参入促進を図り、看護師離職による休止・廃止を抑制する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	187	02_農業・農地	一般市	津久見市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(ア) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙2)第3の1 ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙3)第6の1	水利施設等保全高度化事業及び農地中間管理機構関連農地整備事業における面積要件の緩和	水利施設等保全高度化事業における「畑地帯担い手育成型」の採択要件と、農地中間管理機構関連農地整備事業における「農地整備事業」の採択要件のうち、以下において「5ha」とされている部分について、「2ha」とすることを求める。 ・水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(ア) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1)	当市では、柑橘栽培が一次産業の基幹産業となっているが、急傾斜園地が大半であることから、高齢化等により栽培が困難となっている。そこで、若い担い手へ農地の集積を図りながら柑橘産業を維持し再度発展させていくために、より平坦または緩傾斜である遊休農地の再整備が課題となっている。遊休農地の整備については、水利施設等保全高度化事業、農地中間管理機構関連農地整備事業などが国庫事業として予算化されているが、事業実施に当たってはその受益面積について要件が課されているところである。 具体的には、 ・水利施設等保全高度化事業における「畑地帯担い手育成型」については、樹園地にあつては、一定の要件を満たした上で0.5ヘクタール以上の団地の面積が5ヘクタール以上であること ・農地中間管理機構関連農地整備事業における「農地整備事業」については、中山間地域にあつては、おおむね5ヘクタール以上であることが要件となっている。 しかしながら、当市のような狭小な急傾斜地が大半を占める地域においては、最も大きい樹園地であっても4ヘクタールしかなく、5ヘクタールという面積要件を求める「畑地帯担い手育成型」や「農地整備事業」は実施できていないというのが現状である。 なお、農地中間管理機構関連農地整備事業には「農地整備事業」の他にも「実施計画等策定事業」「農村環境計画策定事業」があるが、どちらも農業整備事業の実施の予定が前提となっているため、「農地整備事業」の面積要件をみただけでは、当然それらも実施できないこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html
R2	188	03_医療・福祉	都道府県	高知県、山梨県、徳島県、香川県、愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱(平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の「6.職員配置等」	子ども家庭総合支援拠点の職員配置要件の緩和	市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱に基づく「子ども家庭総合支援拠点」における「子ども家庭支援員」について、常時2名以上とする配置要件を緩和するよう求める。	子ども家庭総合支援拠点(以下、「支援拠点」という。)については、平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、令和4(2022)年度までに全市町村に設置することとされている。 市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱(以下、「設置運営要綱」という。)で規定されている配置要件では、人口規模が約5.6万人未満(児童人口概ね0.9万人未満)の場合は、有資格者の子ども家庭支援員を常時2名以上配置することとなっている。 しかしながら、特に人口1万人未満の小規模な町村等は、限られた職員の中で支援拠点の設置に必要な職員数を確保することは困難であり、また、人材不足の中で有資格者を新たに確保することも困難であることから、補助金の交付条件にも該当せず、支援拠点の設置が進んでいない。 こうした町村等においては、児童人口が1千人に満たず、対象児童数や相談対応件数の実態を鑑みると、常時2名の配置をせずとも、組織内で工夫することにより、対応することができる。複数の市町村による広域的な支援拠点の設置も考えられるところであるが、県内市町村の面積は総じて広く、市町村間の移動に時間がかかることから、「身近な場所」で「継続的な支援」をする支援拠点の役割や責務を果たすことは困難であり、設置運営要綱の趣旨や目的にもそぐわない。なお、県内市町村のうち、人口1万人未満の町村は約半数を占めており、福祉関係業務を広域組織で担っている町村は、1組織(5町村)のみである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (viii)指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数(74条3項1号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37)60条1号イ)に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等で、被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる特例居宅介護サービス費(42条1項3号)について、地方公共団体が当該制度をより活用しやすくするために必要な措置を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (x)指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数(74条3項1号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37)60条1号イ)に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。 また、当面の措置として、指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等で、被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる特例居宅介護サービス費(42条1項3号)については、市区町村による当該制度の活用を資するよう、市区町村の意向を踏まえた対象地域の追加指定、特別地域訪問看護加算との対象地域の分離等を行う。 [措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)、厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(令和3年厚生労働省告示第74号)、令和3年3月16日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長通知)]</p>	<p>特例居宅介護サービス費については、これまで当該サービス費の対象地域と特別地域加算の対象地域とが一体であったところ、当該制度を活用しやすくなるよう、両地域を分けて指定することとし、地方公共団体の意向を踏まえ、対象地域を令和3年4月1日付けで指定した(令和3年厚生労働省告示第74号)。あわせて、特例居宅介護サービス費の活用事例等を取りまとめた「離島等における介護サービスの提供体制の確保方策と既存施策に関する手引き」を令和3年3月に地方公共団体に周知した。 指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数に係る「従うべき基準」の見直しについては、この当面の措置の効果等も踏まえ、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得て、その結果に基づき必要な措置を講じる予定。</p>	<p>【厚生労働省】厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(令和3年3月15日厚生労働省告示第74号) 【厚生労働省】「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」及び「厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」の改正について(依頼)(令和2年11月25日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(令和3年3月16日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長他連名課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_188</p>	厚生労働省老健局老人保健課
—	—	—	—	—	—
<p>5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (viii)市区町村子ども家庭総合支援拠点(10条の2)に関する「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)に規定する小規模A型については、一定の要件を満たす場合に、子ども家庭支援員の配置要件を常時2名以上から常時1名以上とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (v)市区町村子ども家庭総合支援拠点(10条の2。以下この事項において「支援拠点」という。)に関する「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)に規定する小規模A型(人口5万人未満の市町村に限る。)については、当該要綱を改正し、子育て世代包括支援センターと支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合に限り、子ども家庭支援員の配置要件を常時1名以上とする。 [措置済み(令和3年4月15日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)]</p>	<p>「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)に規定する小規模A型(人口5万人未満の市町村に限る。)については、一定の要件を満たす場合に、子ども家庭支援員の配置要件を常時2名以上から常時1名以上とする通知改正を行った。</p>	<p>【厚生労働省】「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱の一部改正について(令和3年4月15日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_188</p>	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	189	09_土木・建築	都道府県	神奈川県、埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	宅地建物取引業法第50条第2項、第78条の3、積立式宅地建物販売業法第54条の2	宅地建物取引業法および積立式宅地建物販売業法における都道府県經由事務の廃止	宅地建物取引業法第78条の3の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する免許申請書等の經由事務の廃止を求める。また、第50条第2項の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する届出等の經由事務の廃止を求める。併せて、積立式宅地建物販売業法第54条の2の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する許可申請書等の經由事務の廃止を求める。	宅地建物取引業の免許並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県經由事務については、県への申請書等の提出が年間約350件程度もあり、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。都道府県は形式チェックを行うのみであるが、必要に応じて本人に修正等を指示し、また、地方整備局へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合は、後日郵送での修正のやり取りを行うこともあり、申請者等にとって二度手間となっている。また、經由によって免許交付までに時間が掛かっている。(大臣免許の場合平均100日、都道府県知事免許の場合平均30日)。これらの申請書等の情報については、基本的に都道府県において活用する必要がある情報であるが、必要な場合でも、「宅地建物取引業免許事務等処理システム」によって情報の取得が可能である。以上を踏まえ、当該經由事務については、第9次地方分権一括法で改正した建設業法と同様に、廃止を求める。また、第50条第2項の規定による国土交通大臣へ提出すべき届出について、その届出に係る業務を行う場所の所在地を管轄する都道府県知事を經由することとされているが、同項の届出は、別途、所在地を管轄する都道府県に対してもなされる仕組みとなっているため、都道府県にとっては經由するメリットが生じていない。当県においては年間500件以上の届出があり、そのほとんどが国土交通大臣へ提出すべき届出であるところ、形式チェック、書類送付等に事務負担が生じているため、併せて經由事務の廃止を求める。加えて、積立式宅地建物販売業の許可等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県經由事務についても、現在全国的に許可を受けている業者は存在しないが、今後新たに許可がなされる可能性は否定できないところ、同様の事務負担の発生が想定され、このための事務のノウハウの継承等も困難であることから、併せて經由事務の廃止を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	190	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	不動産の鑑定評価に関する法律第23条、第26条、第27条、第29条、第31条	不動産の鑑定評価に関する法律における都道府県經由事務等の廃止	不動産の鑑定評価に関する法律第23条及び第26条、第27条、第29条の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する登録申請書等の經由事務の廃止を求める。また、第31条第2項の規定等により都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、併せて廃止を求める。	不動産鑑定業の登録並びに登録替え並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出については、都道府県が法定受託事務として經由事務を行うこととされているが、届出業者数は少ないものの、県へ提出される申請書類が膨大であり、チェックに相当時間を要しているとともに、処理件数が僅少であることから事務のノウハウの取得及び継承が難しくなっている。これらの書類については、都道府県は形式チェックを行うのみであるが、必要に応じて本人に修正等を指示し、また、地方整備局へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合は、後日郵送での修正のやり取りを行うこともあり、申請者等にとって二度手間となっていることに加え、都道府県を經由するため、免許交付までに時間がかかることとなる。また、第31条第2項の規定による都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、1業者当たり年2～6回程度国土交通大臣からの書類が送付されているところ、閲覧所への配架、閲覧希望者への対応等の事務負担が生じていることから、併せて廃止を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	191	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築士法第10条の3第1項及び第2項、第10条の4、第15条の7、第36条	建築士法における都道府県經由事務の廃止及び一級建築士免許等事務の申請窓口等の一本化	建築士法第10条の3及び第15条の7の規定により都道府県が処理することとされている經由事務の廃止を求める。また、第5条の2に基づく住所等の届出、第8条の2に基づく死亡等の届出及び第9条第1項に基づく一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類の提出について、第10条の4に基づく一級建築士登録等事務と事務の主体を統一することにより、申請に係る窓口等を一本化するよう求める。	【現行の概要】一級建築士の免許等に係る国土交通大臣への書類提出及び届出並びに国土交通大臣からの書類交付については、都道府県が法定受託事務として經由を行うこととされているが、実際には住所等の届出、死亡等の届出及び一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類提出のみ都道府県が窓口を担っており、その他については、中央指定登録機関である(公社)日本建築士会連合会が国に代わって事務を行うため、その窓口についても、下部組織である各都道府県の建築士会が行っている。また、一級建築士試験の申込についても、中央指定試験機関が行わない試験にあっては都道府県を經由することとされているが、現状では全ての試験を当該機関が実施しているため、都道府県經由は生じていない。【支障事例や将来生じうる課題】当県は經由事務として年間400件以上の届出等を処理している。經由によって得られる情報は県として把握する必要のないものや他の手段により入手可能なものであり、經由によるメリットがないにも関わらず、提出物の整理や確認、発送等を行わなければならない、負担となっている。また、書類の提出先が内容によって都道府県と建築士会に分かれていることから、申請者にとって分かりづらい上、別々に手続を行わなければならない、利便性を欠く状況にある。特に都道府県が提出先となる届出等は、郵送の可否や国への書類の送付等に係る運用が異なっており、申請者の手続をより複雑にしているところ、結果的にその処理期間にも差異が生じているとみられる。また、中央指定登録機関が行っている事務について、国が当該機関に代わって自ら実施する事態が生じた場合には、建築士法第10条の3に基づき都道府県が經由を行うことになるものと解釈される。これによって新たに都道府県の事務負担が増えることに加えて、当該機関が指定されて以降その經由を行っていない都道府県が、ノウハウもない中で突然事務を行うこととなると、現在の都道府県の經由事務の運用状況を鑑みても、申請者が手続を行う際に更なる混乱を招くことが懸念される。なお、この懸念事項については、一級建築士試験に係る都道府県經由事務についても該当するものと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	192	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び3	社会資本整備総合交付金制度の完全電子化	社会資本整備総合交付金システムにおける押印文書の電子化を求める(申請書の電子公印化、様式上の押印の廃止など)。	社会資本整備総合交付金の申請書等手続きについては、平成30年度にシステムが導入され一部の手続きが電子化されたものの、鑑文書については、従前どおり公印を押印し、紙ベースで提出されることを求められている。鑑文書にはアクセスコードが記載されており、アクセスコードを入力して次の処理に進むため、システム上の申請が完了しても書類が到着しないと事務処理が滞ることになる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【国土交通省】 (7)宅地建物取引業法(昭27法176) 二以上の都道府県の区域にわたる宅地建物取引業の国土交通大臣に対する免許申請等に係る都道府県經由事務(78条の3)については、廃止する。 (13)積立式宅地建物販売業法(昭46法111) 二以上の都道府県の区域にわたる積立式宅地建物販売業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(54条の2)については、廃止する。	—	宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法における都道府県經由事務の廃止のため、両法の関係規定の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第44号)が第204回国会において成立し、令和3年5月26日公布、積立式宅地建物販売業法に係る改正については同年3年8月26日から施行された。 なお、宅地建物取引業法に係る改正については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	【国土交通省】積立式宅地建物販売業の国土交通大臣に対する免許申請等に係る都道府県經由事務の廃止について(通知)(令和3年5月31日付け国土交通省不動産・建設経済局不動産課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvvt/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_189	国土交通省不動産・建設経済局不動産課
5【国土交通省】 (10)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 二以上の都道府県の区域にわたる不動産鑑定業の国土交通大臣に対する登録申請(23条1項)等に係る都道府県經由事務については、廃止する。あわせて、国土交通大臣の登録を受けた者に関する不動産鑑定業者登録簿等の都道府県における供覧(31条)を廃止する。	—	不動産の鑑定評価に関する法律における都道府県經由事務等の廃止のため、同法の関係規定の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第44号)が第204回国会において成立し、令和3年5月26日公布、同年8月26日施行された。	【国土交通省】国土交通大臣に対する不動産鑑定業者の登録申請等に係る都道府県經由事務の廃止等について(通知)(令和3年6月30日付け国土交通省不動産・建設経済局地価調査課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvvt/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_190	国土交通省不動産・建設経済局地価調査課
5【国土交通省】 (4)建築士法(昭25法202) 一級建築士の免許等に関する書類の提出、届出及び書類の交付(10条の3)並びに一級建築士試験の受験の申込み(15条の7)に係る都道府県經由事務については、廃止する。その際、一級建築士の住所等の届出(5条の2)、死亡等の届出(8条の2)、免許の取消しの申請(9条1項1号)及び失踪宣告の届出(施行規則6条4項)の窓口について、運用において、中央指定登録機関(10条の4)が設置する一級建築士の免許申請等の窓口と一本化する。	—	建築士法に基づく都道府県經由事務を廃止する内容を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第44号)が第204回国会において成立し、令和3年5月26日に公布、令和3年8月26日に施行された。 一級建築士の住所等の届出(5条の2)、死亡等の届出(8条の2)、免許の取消しの申請(9条1項1号)及び失踪宣告の届出(施行規則6条4項)の窓口について、運用において、中央指定登録機関(10条の4)が設置する一級建築士の免許申請等の窓口と一本化された。	【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う建築士法の一部改正について(技術的助言)(令和3年8月26日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvvt/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_191	国土交通省住宅局建築指導課
5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (イ)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知)] ・申請書等の提出を含め、事務手続が社会資本整備総合交付金システムで全て完結するよう改修等を行うとともに、改修内容や操作方法等を明確にするため、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」(平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。	—	公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、その旨を地方公共団体に通知。また、社会資本整備総合交付金システムを改修した上で、当該システムのマニュアルを改正し、地方公共団体に周知した。	【国土交通省】社会資本整備総合交付金等に係る事務手続における公印省略及び電子化について(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvvt/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_192	国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	193	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	臨床研修費等補助金交付要綱	臨床研修費等補助金(歯科医師)の早期交付決定	臨床研修費等補助金(歯科医師)の交付決定通知依頼の早期化を求める。	令和元年度は10月中旬に県から厚生労働省へ交付申請の進捗を行い、翌年3月下旬に同省から県へ交付決定通知依頼のデータがメールで送信された。概算払いを行うためには、3月末の2営業日前までに、県会計部局において請求書等処理する必要がある。そのため、請求書等を作成する補助対象の医療機関にとっても、書類を精査し会計処理を行う県にとっても、大変厳しいスケジュールであった。平成30年度は3月中旬に交付決定通知依頼が送信されたが、それでもかなり厳しい作業日程であった。 なお、「概算払い」のため県会計部局への提出期日が3月下旬であるが、「精算払い」にすれば4月下旬となる。しかし、精算払いをするためには、医療機関から実績報告書を提出させ、県で確認したのち、厚生労働省へ郵送により原本を提出し、それをもって同省から交付額確定通知依頼を收受する必要がある、それらを4月下旬までにすべて行わねばならない。平成30年度の交付額確定通知依頼が届いたのは令和2年3月末であり、精算払いとすることは難しいと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	194	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県、栃木県、横浜市、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、寒川町、箱根町、福岡県	環境省	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金交付要綱、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金交付要綱、廃棄物処理施設整備交付金交付要綱等	3R推進交付金の交付対象の明確化等	循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金の申請手続きにおける交付対象、交付率等の明確化及び説明会・研修会の開催	3R推進交付金(循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金)の申請は、要綱や要領、マニュアル、レシピブック等、関係する資料が多岐に渡っており、多層的かつ複雑なものとなっている。具体的な検討を行う場合、交付の対象性や交付率の判断において、要綱等に明確に示されていない部分が多く、申請事務に支障をきたしている。 例) エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設を検討する場合 ①整備基本計画を策定する時 交付対象事業の範囲は、要綱別表1の18項及び要領18項(6)に記載されているが、具体的には記載がない。 H18.5作成のレシピブックに具体的に記載されているが、要綱、要領に位置付けられておらず、また、交付金サイトへの掲載もない。 ②施設を整備する時 各設備に係る基礎工事の交付率を判断する場合、要綱第5 交付限度額、同別表1、要領18項、19項及びマニュアル、同Q&Aを確認することになる。マニュアルでは、施設区分別の交付率(1/2、1/3)は代表的な機械と土木仕様しか掲載されておらず、機械設置に必要な基礎工事は1/2・1/3のいずれとなるか判断できない。 要綱:循環型社会形成推進交付金交付要綱 要領:循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 レシピブック:循環型社会への改革・Recipe Book マニュアル:エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	195	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県、栃木県、川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、箱根町	環境省	B 地方に対する規制緩和	災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱等	災害等廃棄物処理事業費補助金申請における添付資料の削減	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請における添付資料を必要最低限のものに限定すること	災害等廃棄物処理事業費補助金については、環境省地方環境事務所が調査をするに当たり、事前に災害等報告書の作成が求められている。その際、員数(件数)を確認するために全ての作業日報及び計量伝票の添付が必要であったり、廃棄物や搬入搬出の車両状況等、何百枚もの写真の提出を求められることとなり、災害対応に注力できない状況となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	196	09_土木・建築	村	道志村、市川三郷町、忍野村	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法第23条、第23条の2、第24条、第26条、第38条、第39条、第40条 河川法施行規則第11条、第23条	農業用水路の災害復旧に係る手続の簡素化	災害時に河川法に基づく許可を受けて設置された取水施設、用水路等が損傷し、許可を受けた水利使用を適正に行うことができない状況が発生した場合は、河川法26条の許可取得に当たり、水利権者の同意手続を得なくても迅速に復旧できるようにしてほしい。	令和元年の台風19号によって、村内にある道志川(相模川水系の第1級河川)からの取水口に繋がる水路(村所有)が被災し、原型復旧する工事を早急に行う必要が生じた。 一昨年の台風被害時に同様の被害があり、その時に河川管理権者である県に相談したところ、水路の工事を行うにあたっては関係河川使用者の水利権保護を理由に、河川法に基づいた所定の手続きを行う必要があるとの見解が示された。その手続きにおける関係河川使用者の同意取得の範囲の判断基準については不明確であった。(同意書は、任意の様式を用いて、水利権者を1軒ずつ訪問し、当該工事については説明し書類にサインをもらう形となり、3か月以上を要することが予想された。) 令和元年台風19号時も同様の手続きが求められることが考えられたが、迅速な対応が必要であったため、同意取得を求められるコンクリートを使った復旧は断念し、河川法上の手続きを踏まずに行える簡易的な復旧を行った。 また特に地元の特産品である農作物の栽培においては、大量の水が必要となるため、災害復旧をより迅速に行う必要もあり、災害復旧の際の手続きに限り、その簡素化が必要である。 河川法第38条においては、許可申請者による関係河川使用者の同意取得は、あくまで河川管理者による関係河川使用者への通知が不要な場合の条件とされているのみであり、仮に河川管理者から通知を受けた関係河川使用者から意見の申出があった場合でも、同法第40条第1項第1号に基づき「公益性が著しく大きい場合」等と認められれば、許可が可能とされているところ、今回のようなケースにおいて申請者における関係河川使用者の同意取得が求められることは法律の趣旨に照らして適切ではないものとする。また、そもそも、同法第38条では「当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者」については同意不要だが、原型復旧によって損失を与えることは想定し難いため、この場合に該当するのではないかと。 東日本大震災時には、取水施設等が被害を受けた場合等の水利使用許可制度の適切な運用を求める事務連絡が出されているところであり、これと同様に、災害時の迅速かつ柔軟な対応を可能とする問題意識の下で、災害復旧に係る同意取得手続が不要となるような制度または運用の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。	—	新型コロナウイルス感染症の対応による医療機関の繁忙等の事情を勘案し申請を待たざるを得ず、結果として標準処理期間内の交付決定を行うことはできなかったものの、可能な限り早期の交付決定に努め、令和4年2月24日に交付決定を行った。	【厚生労働省】令和3年度臨床研修費等補助金(歯科医師)交付決定通知依頼書(令和4年2月24日付け厚生労働省発医政)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_193	厚生労働省医政局医療経理室
5【環境省】 (9)循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び廃棄物処理施設整備交付金 循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び廃棄物処理施設整備交付金については、地方公共団体による交付対象の判断に資するよう、令和2年度中に新たな交付金申請の手引を作成するとともに、循環型社会形成推進交付金サイトへの関連資料の集約等を行う。	—	「循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編)」(令和3年3月環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)を作成するとともに、循環型社会形成推進交付金サイトへの関連資料の集約等を行い、都道府県廃棄物行政主管部(局)に対して周知するとともに、管内市区町村への周知を依頼した。	【環境省】循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編)(令和3年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_194	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
5【環境省】 (8)災害等廃棄物処理事業費補助金 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付資料については、地方公共団体の負担軽減を図り災害対応に注力できるようにする観点から、必要最小限のものとなるよう、「災害関係業務事務処理マニュアル」(平26環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	—	災害関係業務事務処理マニュアル(令和3年2月改訂版 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)を改正し、都道府県廃棄物行政主管部(局)に対して周知するとともに、管内市区町村への周知を依頼した。	【環境省】災害関係業務事務処理マニュアル(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課令和3年2月改訂)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_195	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
5【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) 水利使用に係る関係河川使用者の同意(38条)については、当該水利使用により関係河川使用者が損失を受けないことが明らかであると河川管理者が判断する場合には当該同意の取得を要しないとしているところ、災害復旧事業としての施設の原形復旧工事であって、取水量など従前の取水態様に変更がなく、水質等が河川環境に影響を与えない場合においては、基本的に関係河川使用者は損失を受けないと判断できることを明確化し、その旨を地方公共団体に令和3年2月にHP及びメールにて地方公共団体へ周知を行った。	—	災害復旧事業としての施設の原形復旧工事であって、取水量など従前の取水態様に変更がなく、水質等が河川環境に影響を与えない場合においては、基本的に関係河川使用者は損失を受けないと判断できることを明確化し、その旨を地方公共団体に令和3年2月にHP及びメールにて地方公共団体へ周知を行った。	【国土交通省】国土交通省HP: https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/suiriken/sinsei/		国土交通省水管理・国土保全局水政課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	197	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	1. 医療法第30条の4 2. 医療法第30条の14、15、16 3. 地方自治法第252条の17の2	医療法第30条の4に規定する医療計画に定める事項の一部(地域医療構想等)及び同法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議に係る事務について、都道府県と協議の上、基礎自治体が処理できる旨の明確化	医療法上、都道府県知事が処理することとされている事務のうち、以下の事務について、地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)に基づき、都道府県から市町村へ条例により事務処理の権限を移譲できるよう、医療計画又は地域医療構想に係る解釈通知の改正等により明確化されたい。 ①医療法第30条の4に規定する医療計画に定める事項のうち、二次医療圏における療養・一般病床に係る基準病床数等の策定 ②同法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議の運営等	<p><提案の背景> 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築に取り組む中、本市においては、地域医療構想上、約7,000床の病床が不足が推計される等、医療・介護需要の大幅な増加が見込まれている。 本市は、市域で二次医療圏が完結していること、多数の人口を抱える全国最大規模の市であること、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれることなど、県内の他の圏域とは医療需要の動向が大きく異なっている。 このような中、医療法上、医療計画に係る地域医療構想や基準病床数に関する事務は都道府県知事が行うこととされており、県内での一律の取扱いが、必ずしも本市の実情に沿ったものとなっていない。 これまで県に対し、必要な事務処理の権限の一部を移譲するよう求めてきたが、要件が整えば基礎自治体でも分担可能な事務と、引き続き都道府県が担うべき事務についての区別が明確化されていないことから、協議が平行線となっている。</p> <p><本市の実績> 1. 既に県からの権限移譲等を受けて病院の開設許可や病床整備事前協議の手続きを行っており、法令や条例上、市の事務とされていない地域医療構想調整会議においても、本市の構想区域については、県の方針の範囲内において、関係者への事前説明等、会議運営に係る事務を担っている。 2. 高度な医療機能を有する地域中核病院の市内6方面への整備、救急医療提供体制の整備、在宅医療連携拠点の全18区設置など、市域の医療課題や医療提供体制の動向を十分に把握し、効率的・効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を独自に展開してきた。</p> <p><支障事例> 1. 医療法上、都道府県知事が処理することとされている医療計画(地域医療構想含む)に関する事務について、必ずしも都道府県内の統一的な事務が地域の実情にそぐわないなど、地域の実情を把握する基礎自治体が処理した方が、より円滑かつ迅速に、適切な医療提供体制の構築が行える場合であっても、事務処理の権限のない基礎自治体は都道府県の方針に合わせざるを得ない状況になっている。 2. 医療法において、地域医療構想の実現のために必要な措置(地域医療構想調整会議の運営や、過剰な病床機能への転換及び不足する病床機能の充足が進まない場合の対応)は、都道府県及び都道府県知事が実行するとされているため、基礎自治体の実情を踏まえた効率的な会議運営や地域の医療機関への対応が行えない。</p> <p><提案内容> 地域の医療提供体制の構築能力を十分に持つ本市が、地域の実情に応じて、2025年に向けて真に必要な医療提供体制の構築に取り組めるよう、医療法上、都道府県知事が処理することとされている事務のうち、以下の事務について、地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)に基づき、協議が整えば、都道府県から市町村への権限移譲の対象となり得ることを医療計画又は地域医療構想に係る解釈通知の改正等により明確化されたい。 1. 医療法第30条の4に規定する医療計画に定める事項のうち、二次医療圏における療養・一般病床に係る基準病床数等の策定 2. 同法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議の運営等</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	198	09.土木・建築	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針、都市災害復旧事業事務取扱方針、堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項、宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド	堆積土砂排除事業における補助対象要件の明確化及び堆積土砂量の推計方法の合理化	堆積土砂排除事業について、以下の①及び②の措置を求める。 ①「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」第2定義9ハ号に規定される市町村長が「公益上重大な支障がある」と認める場合として、「復旧作業の長期化等により市民の福祉の向上を妨げる場合」も含めることができることを基本方針等において明確化すること。 ②堆積土砂排除事業の対象となる堆積土砂量の推計方法について、土の特性を考慮し、堆積土量に土の変化率を乗じて対象とする土砂量を算出できることを「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項」において明確化すること。	令和元年10月に発生した台風19号による河川氾濫により、堤外地内の一般社団法人等が非営利目的で運営するスポーツグラウンド等において、土砂や漂流物の堆積、施設損壊等の被害が発生した。当該施設は多くの市民が利用する公益目的の施設であり、本市において地域経済活性化やスポーツ振興の重要な拠点となっているが、法令上公共施設に該当せず宅地等と同等に扱われるため、堆積土砂の撤去や損壊施設の処分・復旧に対して災害復旧事業の活用ができなかった。堆積土砂や漂流物の撤去等には膨大な費用と時間がかかるが、非営利で活動する団体であるため、罹災時の資金調達に困窮し、復旧に時間を要することとなり、その結果、当該施設の利用を長期間に渡って休止せざるを得ず、市民の福祉向上を妨げることとなった。 また、昨年の台風の罹災時に、本市では堆積土砂排除事業の対象となる堆積土砂量の推計に当たって、掘削により土の体積が大きくなることは承知しており、かつ、堆積厚の計測において土の性質を特定することも可能であったが、土の変化率を乗じて算出してよいか分からなかったため、変化率を乗せずに算出した堆積土砂量をもとに事業費の申請を行った。その結果、掘削により土の体積が大きくなった分、申請額を実際の搬出量に基づく実費が大きく上回り、本来であれば事業の活用が認められるはずの土砂について、対象とすることが出来なかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	199	08.消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第2項、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第228号)、災害救助事務取扱要領(令和元年10月(応急修理制度拡充版)内閣府政策統括官(防災担当))	災害救助法による救助における現物給付の原則の見直し	災害救助法による救助における現物給付の原則を見直し、金銭により物資の購入が可能である場合は、現物による給付だけでなく、金銭給付による救助を認める等の要領改正を行う。併せて、どのような場合に金銭給付が可能であるかについて要領上に明記する。	災害救助法4条2項には、「救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、救助を要する者に対し、金銭を支給して行うことができる」と規定されているが災害救助事務取扱要領では、災害救助法による救助は現物給付の原則が定められており、令和元年東日本台風(台風第19号)での災害対応では、生活必需品についても現物により給付を行った。しかし、年末年始の繁忙期に差し掛かり、調達事業者及び運送業者の確保や迅速な物資の調達・整理・搬送が困難となったため、行政を通して申請・調達・給付を行うには相当程度の時間(およそ1カ月程度)を要した。このため、即時の生活必需品の提供ができず、多数の被災者から迅速な給付を求める要望が寄せられた。今回は風水害における支障であって、熊本地震ほどの被害規模ではなく、申請件数も44件程度(熊本市では1万件以上を支給)であったにもかかわらず、かなりの支給遅延が発生したものであり、これまでの提案とは異なる新たな支障事例が発生している。このように流通機構が遮断されるに至っていない程度のケースであれば、現物給付より金銭給付の方が迅速かつ効果的な救助となるため、被害規模に応じて、給付の方法を選択できるようにしてほしい。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	200	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会、栃木県、千葉県、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第3項、災害救助法施行令第3条、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第228号)、災害救助事務取扱要領(令和元年10月(応急修理制度拡充版)内閣府政策統括官(防災担当))	災害救助法による救助期間における協議方法の見直し	災害救助法による救助期間の基準を延長し、特別基準を設ける場合における国との協議方法の運用を見直す。	災害救助法では、救助期間等の基準(以下「一般基準」という)が内閣府告示において定められているが、当該基準では救助の適切な実施が困難な場合は、内閣総理大臣に協議をし、その同意を得た上で、特別基準を定めることができることとしている。ただし、特別基準として救助期間を延長する場合、運用上、一般基準として定められた期間内での延長しか認められておらず、被害状況により長期の救助が見込まれる場合であっても、その都度、期間の延長協議を行う必要があり、事務の負担が生じている。なお、この協議は、申請すれば認められる形式的な業務になっている。協議の方法については、メール又は口頭での伝達だけでも可能であるが、その後、書面による文書提出が求められており、救助の種類ごとに異なる期間が一般基準として設けられているため(避難所設置で7日、生活必需品の給与・貸与で10日など)、複層的に救助の進捗管理と協議が求められており、令和元年東日本台風(台風19号)による災害では計15回の延長協議が必要となった。一般基準で定められた期間ごとに延長する運用を改め、災害規模、被災状況を踏まえた期間延長ができるようにしてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	201	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会、栃木県、千葉県、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第3項、災害救助法施行令第3条、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第229号)、災害救助事務取扱要領(令和元年10月(応急修理制度拡充版)内閣府政策統括官(防災担当))	災害救助法による救助期間の基準の見直し	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準における救助期間の基準を見直す。	災害救助法では、救助期間の基準(以下「一般基準」という)が内閣府告示において定められているが、当該基準では救助の適切な実施が困難な場合は、内閣総理大臣に協議をし、その同意を得た上で、特別基準を定めることができることとしている。ただし、特別基準として救助期間を延長する場合、運用上、一般基準として定められた期間内での延長しか認められておらず、被害状況により長期の救助が見込まれる場合であっても、その都度、期間の延長協議を行う必要があり、事務の負担が生じている。なお、この協議は、申請すれば認められる形式的な業務になっている。協議の方法については、メール又は口頭での伝達だけでも可能であるが、その後、書面による文書提出が求められており、救助の種類ごとに異なる期間が一般基準として設けられているため(避難所設置で7日、生活必需品の給与・貸与で10日など)、複層的に救助の進捗管理と協議が求められており、令和元年東日本台風(台風19号)による災害では計15回の延長協議が必要となった。災害救助法の一般基準で定められた各期間は、いずれも短期すぎるものであり、災害救助の実態に合っていないため、一般基準を一律30日程度を目安に見直ししてほしい。	—
R2	202	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条第1項第1号、第25条第1号、第27条第1項第1号	特定医療費(指定難病)助成制度における申請書類等から「性別」項目を削除	特定医療費(指定難病)助成制度において、申請書、受給者証及び再交付申請書から「性別」項目を削除すること。	特定医療費助成制度においては、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則により、「特定医療費支給認定申請書」(規則第12条第1項第1号)等に性別を記載することとされている。「性別」項目の必要性が明確でない中、「性別」項目を設けていることは、性的マイノリティに該当する申請者の心理的負担となる恐れがあり、都道府県及び指定都市においても、公簿等により当該項目を確認する事務負担が発生している。なお、性別については、特定医療費支給認定申請の際に添付される診断書(臨床調査個人票)に記載することとされているため、当該申請書等で項目が削除されても、「指定難病患者データベース構築」には支障がないと考える。また、申請書等から「性別」項目を削除した場合でも、市及び医療機関の事務に支障がないことから、「性別」項目の削除を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	203	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付け雇児発1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成28年2月2日付け健難発0202第2号)	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)	「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。	小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	204	11_その他	市区長会	指定都市市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第22条、第29条 公職選挙法施行令第29条第1項	新旧住所地における選挙人名簿更新に係るルールの制定	選挙人名簿の管理に係る事務負担を軽減するとともに、選挙制度の根幹を揺るがす二重投票が発生しないよう、選挙時登録の際の新旧住所地間における選挙人名簿更新時のルール(新住所地が選挙人名簿に登録したことを通知する「選挙人名簿登録通知」の制度化)を求める。	選挙人名簿の登録は、登録基準日において、引き続き3箇月以上、当該自治体の住民基本台帳に登録されている者について行われるが、名簿登録後、当該自治体を転出した場合には、新住所地への転入届提出までの期間の猶予等を考慮し、転出後4箇月を経過した後に選挙人名簿から抹消される。このため、1人の選挙人が旧住所地及び新住所地のそれぞれの自治体の選挙人名簿に二重に登録されている期間が存在する。選挙時において、1人の選挙人が新旧それぞれの住所地で投票(二重投票)をされないよう選挙人名簿を適正に管理するため、新住所地での登録の有無を確認する必要があるが、①転入者が登録したことを旧住所地へ通知する自治体もあれば、②転出者の登録の有無を新住所地へ照会する自治体もあり、各自自治体の判断によって対応は様々である。このように選挙人名簿の管理に関し、ルールが定まっていないことで、例えば、選挙人が、①の旧住所地への通知のみを行い転出者の登録の有無を新住所地に照会していない自治体から、②の新住所地への登録の照会のみを行い旧住所地に転入者の登録通知をしていない自治体に転入した場合には、名簿登録に関する確認が全く行われないケースも発生している。	—
R2	205	11_その他	市区長会	指定都市市長会	財務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	財政法43条	補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化	補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。	文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改造事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を財務省に提出する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 救助の期間(4条3項)の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、全国会議を通じ、地方公共団体に令和3年5月を目途に周知する。	—	令和3年5月に開催した災害救助法等担当者全国会議において、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることについて、具体的な事例を示したとともに、内閣府HP(※)においても掲載した。 (※)下記URLにおけるページ番号82～88 http://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_b8.pdf	—	—	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)付
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (iii)特定医療費の支給認定に係る申請書等(施行規則12条1項、25条1項及び27条1項)における性別の記載については、削除することを検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (53)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (iii)特定医療費の支給認定に係る申請書等(施行規則12条1項、25条1項及び27条1項)における性別の記載については、令和3年度中に省令及び「特定医療費の支給認定について」(平26厚生労働省健康局長)を改正し、削除する。	特定医療費の支給認定に係る申請書等(施行規則12条1項、25条1項及び27条1項)における性別の記載については、民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号)により性別の記載について廃止する(令和3年12月27日公布、令和4年4月1日施行)とともに、令和4年3月17日付けで「特定医療費の支給認定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)の改正通知を発出した。	【厚生労働省】民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号) 【厚生労働省】「特定医療費の支給認定について」の一部改正について(令和4年3月17日付け厚生労働省健康局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_202	厚生労働省健康局難病対策課
5【内閣府(3)】【総務省(2)】【財務省(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	206	03_医療・福祉	都道府県	沖縄県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5、里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて(平成11年8月30日付け雇児第50号)	ファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所できることの明確化	「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け雇児第50号)を改正し、里親に委託されている児童と同様に、ファミリーホームに委託されている児童も保育所へ入所できることを明確化する。併せて、保育所利用に係る利用者負担についても、里親と同様の扱いとする。	ファミリーホーム事業は、最大6名の児童を養育する事業であり、児童養護施設のような大人数の中で養育するよりも、より家庭的な環境の中で、愛着形成が必要な時期の養育を行うことができる事業である。本県のファミリーホーム(県内9か所)はどれも児童養護施設のOB等の個人が養育者となっているが、事業創設から10年が経過し、養育者の高齢化が進んでいる。養育者が高齢の場合などでは、1日を通して365日複数の幼児と関わり続けることは非常に負担が大きい。しかし、養育者が負担軽減のために保育所を利用しようとしても、ファミリーホームに委託されている児童の取扱いが明確になっていないことを理由に、「保育の必要性」が認められない事例がある。幼稚園や認定こども園(教育認定)なら利用できることは承知しているが、近隣に幼稚園等がなく保育所しかないファミリーホームがあり、このような支障が生じている。また、将来的な担い手確保のためにも、養育者が利用できる施設は多様であることが望ましい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	207	03_医療・福祉	中核市	豊橋市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号イ(2)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条、認可外保育施設指導監督基準第1の1(2)	認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格(日本の幼稚園、小学校教諭免許に相当する資格)」を加える等の見直し	認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格(日本の幼稚園、小学校教諭免許に相当する資格)」を加える等の見直し	認可外保育施設の保育従事者資格については、認可外保育施設指導監督基準において、概ね3分の1以上は保育士や看護師の資格を有する者と定められている。当市には外国人専用として運営されている認可外保育施設が5施設あるが、そこで保育従事者として働く「海外での幼児教育にかかわる資格を取得した者」については、日本における有資格者として認めることができないため、基準を満たすことができない状況が続いている。日本の保育士資格を取得するためには、養成校や通信教育での学科、及び認可施設等での実習などが必要とされているが、多くの認可外保育施設において人員に限られ、保育従事者の実習等による欠員補充が困難なほか、当該施設の多くの保育従事者は日本語が堪能ではなく、専門用語を理解し、短期間で保育士資格を取得することはハードルが高い。基準を満たすことができない場合は、経過措置の終了後に幼児教育・保育の無償化対象施設から除外されることになるが、資格者の部分にのみ問題があるのであれば、認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格」を加える、「海外における教員資格」を日本の保育士資格として認定する制度を構築する、研修等の一定の要件を設けたうえで「自治体の長が認めた者」の配置でも可とする等の対応ができないか。例えば、教員資格については、都道府県の検定によって日本で相当する免許を取得できる制度があり、また海外において日本の保育士資格を所定の手続きをもってその国の保育士資格として認める制度もある。そして、認可保育施設については、待機児童解消までの間だけだが、幼稚園教諭等、つまりは教員資格取得者を保育士とみなせる特例もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	208	03_医療・福祉	中核市	豊橋市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育体制強化事業実施要綱、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	保育体制強化事業の前年同月比較要件の見直し	保育体制強化事業の保育支援者を配置した月における保育士等の数の前年同月比較要件を撤廃し、保育士等の配置基準を満たした上で、保育支援者を加配した場合には全て補助対象とする。	施設状況によって当然保育士等の配置数は変わるため、保育支援者を配置する直前に保育士が退職した場合など、前年より保育士等が少ない等の理由で保育支援者を配置したとしても補助金を活用できない施設がある。ある保育所では、保育支援者が確保できた年度には上記取扱いにより、補助対象外となってしまったという事例が生じるなど、支障をきたしている。令和元年度は予算段階では30園が計画したが、「保育士、保育士以外の人員がそれぞれ前年度以上」という基準をクリアできない園も多く実際に実施できた園は20園にとどまる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-vosan.html
R2	209	03_医療・福祉	中核市	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」(令和元年9月13日)第3の1の(3)、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ	新制度未移行幼稚園の利用者が途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の施設等利用費の日割り計算に係る事務負担軽減	新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合、毎月1日を基準日とし「月」単位での施設等利用給付費の支給を可能とする。	「子育てのための施設等利用給付」に係る認定に当たっては、「月」単位ではなく、「日」単位での認定となる。新制度未移行幼稚園の利用者が、月の途中で他市町村へ転出した場合、改めて転出先の市町村が認定のうえで施設等利用費を支給する必要があるが、転出前後の支給額は日割り計算により算出するため、転出があった場合、その月の当該幼稚園の行事等に伴う日曜日や祝日等の開園状況やその振替による平日の休園等を確認し、転出前後のそれぞれの日数に応じて算出する必要がある。また、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年3月5日版)5-29」において、国は日割り計算を共通した法則のもとで実施することにより市町村間の日割り計算に係る連絡調整は不要としているが、転出前後の市町村で過給付を防止するため、確認の必要がある。したがって、月の途中の市町村間の転出入に伴う日割り計算の事務の軽減のため、在園しながら転出した場合は、「日」単位ではなく、毎月1日を基準日として、基準日に居住する市町村が当該月に係る施設等利用費の全額を支給する取り扱いを認め、事務の簡素化を図っていただきたい。 「参考」 件数 月5件程度 ・事務量(異動前後の市町村でそれぞれ必要) 異動情報の把握 3時間/月 1件の対応時間 2時間(日割り金額の算出・幼稚園との調整・相手方市町村との調整)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)小規模住居型児童養育事業(児童福祉法6条の3第8項)を行う者に委託されている児童については、保育所への入所が可能であることを明確化するため、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平11厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、保育課長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 また、当該児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについても検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【内閣府(6)(i)】【厚生労働省(7)(i)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)小規模住居型児童養育事業(児童福祉法6条の3第8項)を行う者に委託されている児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等については、政令を改正し、利用者負担を求めないこととする。 (関係府省:厚生労働省) [措置済み(子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第93号))]</p>	<p>小規模住居型児童養育事業者に委託されている児童については、保育所への入所が可能であることを明確化するため通知を発出し、保育所入所における費用の支弁等については利用者負担を不要にするため政令を改正した。</p>	<p>【厚生労働省】「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」の一部改正について(令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、保育課長、社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課長通知) 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第93号) 【内閣府・文部科学省・厚生労働省】子ども・子育て支援法施行令の改正について(通知)(令和3年4月1日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-ts-uchi.html#r2_206</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>
<p>5【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)利用する児童の全て又は多くが外国人である認可外保育施設における保育従事者の配置基準については、国家戦略特別区域の区域内に所在する場合に保育従事者の資格基準を緩和する現行の特例について、活用状況等を踏まえつつ、その在り方について検討し、令和3年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—	—	—	—	—	—
<p>5【内閣府(9)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(34)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条10項1号から3号の施設に限る。)を変更せずに月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向け【FAQ2020年10月30日版】)]</p>	—	<p>子育てのための施設等利用給付について、一定の条件の下、月割りによる給付が可能である旨等を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】 ・転出入時における事務手続の円滑化に向けた住民基本台帳担当部局との連携の強化について(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡通知) ・幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年10月30日版)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-ts-uchi.html#r2_209</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	210	03_医療・福祉	都道府県	福島県	①内閣府 ②厚生労働省 ③④内閣府 ⑤⑥⑦厚生労働省 ⑧法務省	B 地方に対する規制緩和	<p><義務></p> <p>①都道府県基本計画(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3)</p> <p>②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22)</p> <p><努力義務・できる規定></p> <p>③都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条)</p> <p>④都道府県計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)</p> <p>⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)</p> <p>⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)</p> <p>⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)</p> <p>⑧地方再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)</p>	関係法律等に基づく計画策定の義務付け(実質的な義務付けとなっている努力義務を含む)を見直すこと	関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものについて、策定、改定の時期、計画の内容について、自治体が必要性や実態を踏まえて判断できるような任意規定とすること。 また、実質的には義務付けとなっている努力義務について、策定が任意であることを周知すること。	関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものが多く、その一つ一つに係る当初計画の策定や大綱見直し等による改定作業が、自治体にとって大きく負担となっている。 限られた人員体制の中で行政サービスを提供する各自治体が、その計画の必要性、自治体における現状を踏まえて、策定するかしないかも含めての判断を尊重するよう求めるもの。 また、努力義務・できる規定となっている計画についても、計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	211	03_医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第50条の2 生活保護法施行規則第14条、第14条の2	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届の一部省略化	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、告示対象以外の変更時には、変更届を省略できるようにする。 【告示対象】名称及び住所地の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・処理に多大な事務手間が掛かっている。 ・特に、管理者変更の届出が未提出である医療機関への提出依頼や記載漏れの照会(管理者の生年月日・住所の漏れ)が多数。チェーン薬局は管理者の変更が年数回あることも珍しくなく、届出の提出側も事務手間が生じている。 ・管理者の変更については、厚生労働省が行っている保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条に基づく「保険医療機関の指定の変更」で十分である(県は、厚生労働省から管理者変更等に関する情報提供を受けている)。 	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	212	03_医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金、介護扶助費等国庫負担金及び生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金交付要綱	生活保護費等国庫負担金等に係る事務負担の軽減	生活保護費等国庫負担金等に係る実績報告書について、実績報告書様式の簡素化、チェック媒体の改善、要綱改正時期の早期化等により、事務負担の軽減を求める。	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書の記載項目が非常に多く複雑である。 ・交付要綱別紙様式の入力内容をチェックするために、要綱に定めのないチェック媒体の提出を求められており、入力及び確認に二度手間がかかっている。 ・要綱(報告書様式)の改正が提出期限直前にあるため、報告書の作成及びとりまとめに時間的猶予がない。 	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【内閣府】 (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平13法31)基本計画(2条の3第1項及び同条第3項)については、地方公共団体の判断により、関係機関による協議会等における協議結果を計画の一部として活用することが可能であること、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (8) 子ども・若者育成支援推進法(平21法71)子ども・若者計画(9条1項及び2項)については、以下のとおりとする。 ・子ども・若者育成支援推進大綱(8条1項)を勘案した内容であれば、総合計画など地方公共団体における既存の計画等を当該計画とみなすことが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・令和2年度中を目途に策定することとしている子ども・若者育成支援推進大綱の改定の時期については、地方公共団体及び「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」の意見を踏まえ、政策的に関連の深い他の大綱等の改定の時期に合わせる方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (12) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平25法64)子どもの貧困対策についての計画(9条1項及び同条2項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 5【法務省】 (7) 再犯の防止等の推進に関する法律(平28法104)地方再犯防止推進計画(8条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であること等を明確化するため、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」(令元法務省)を改定し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 5【厚生労働省】 (5) 児童福祉法(昭22法164) (iii) 障害児福祉計画(33条の20第1項及び33条の22第1項)については、計画に定めるように努めるものとされている事項(33条の20第3項及び33条の22第3項)を記載するか否かは地方公共団体の判断によること、地方公共団体において障害者基本法(昭45法84)36条1項及び4項の合議制の機関を設置している場合には、当該計画の策定及び変更に向けた意見集約の場として当該機関を活用することができることを、地方公共団体に次回の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平29厚生労働省告示116)の改正時に改めて通知する。 (26) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) (ii) 自立促進計画(12条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村(以下この事項において「都道府県等」という。)がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、都道府県等に令和2年度中に通知する。 (31) 次世代育成支援対策推進法(平15法120) (i) 行動計画(8条1項及び9条1項)については、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (46) 社会的養育推進計画の策定に関する事務 社会的養育推進計画については、地域の実情を踏まえつつ、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(特別区を含む。以下この事項において「都道府県等」という。)の判断により策定されるものであることを、都道府県等に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく基本計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策についての計画、再犯の防止等の促進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画及び社会的養育推進計画については、対応方針に従い策定主体への通知等を行った。 なお、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱の改定時期については検討中。また、児童福祉法に基づく障害児福祉計画については、次回の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針改正時に通知予定。</p>	<p>・子ども・若者育成支援推進法第9条第1項及び第2項に基づく子ども・若者計画の策定について(令和3年1月29日内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(青少年企画担当)付事務連絡) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項及び第3項に基づく基本計画の策定について(令和3年2月19日付け内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課通知) ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項及び第2項に基づく都道府県計画及び市町村計画の策定について(令和3年1月29日付け内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課連名事務連絡) ・地方再犯防止推進計画策定の手引き(改訂版)(令和3年3月) ・都道府県社会的養育推進計画」に基づく取組状況の公表等について(令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課通知) ・次世代育成支援対策推進法第8条第1項及び第9条第1項に基づく市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定について(令和3年3月30日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室通知) ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画の策定について(令和3年2月8日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_210</p>	<p>内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、子ども家庭局総務課少子化総合対策室、家庭福祉課</p>
<p>5【厚生労働省】 (15) 生活保護法(昭25法144) (ii) 都道府県知事等が指定する医療機関の申請(49条の2)等については、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請(健康保険法(大11法70)65条)等と併せて地方厚生局を窓口として行うこととする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (16) 生活保護法(昭25法144)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平6法30)及び生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活保護費等国庫負担金等(生活保護法75条1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律14条4項及び15条4項並びに生活困窮者自立支援法15条1項)の実績報告については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、報告に用いる様式の改正が必要な場合は可能な限り早期に行うとともに、令和2年度事業の報告から当該様式への入力事務を効率化するための所要の措置を講ずる。</p>	—	<p>実績報告については、令和3年1月に、生活保護費等国庫負担金等交付要綱を改正し、報告様式を改正するとともに、報告様式への入力事務の効率化を図るための事務連絡を、2月26日に厚生労働省から発出した。</p>	<p>【厚生労働省】生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金、介護扶助費等国庫負担金及び生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金における実績報告に係るチェック媒体様式の送付について(令和3年2月26日付け厚生労働省社会・援護局保護課経理係長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_212</p>	<p>厚生労働省社会・援護局保護課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	213	03.医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る事務負担の軽減	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る当初協議を廃止し、事務の負担軽減を求める。	・交付申請の前に、要綱に定めのない事前協議書の提出を求められており、二度手間となっている。	—
R2	214	03.医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る申請書類等の簡素化及び交付決定時期の統一化	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る補助区分種目について、細分化されている補助区分種目を統合し、交付申請書や交付決定時期を統一化するなど、事務の簡素化を求める。	・同補助金の補助区分種目が複雑かつ多数であり、それぞれ交付申請書や当初協議書の様式や提出時期が異なっているほか、交付決定時期も異なっていることから、大きな事務負担となっている。 ・特に、県は市町村のとりまとめを行う必要があることから、負担が非常に大きい。	—
R2	215	11_その他	都道府県	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	独立行政法人福祉医療機構法第12条、心身障害者扶養保険約款(昭和45年1月31日付け厚生省収児第44号の4)、住民基本台帳法	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し	心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生存状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。	【現況届に関する事務】毎年6月末日までに、「心身障害者扶養保険約款第23条」の規定により、保険契約者は独立行政法人福祉医療機構(以下、WAM)に受給者の現況届書を提出することになっている。県内在住者は住基ネットで氏名・住所・性別・生年月日を確認できるが、県外在住者は住基ネットでの検索が出来ないため、住民票を送付してもらう必要がある。このため、確認に時間を要し、市町村の事務負担も大きく、受給者にとっても負担となっている。(R1処理状況:県外の受給者114名) 【死亡の届出に関する事務】「心身障害者扶養保険約款第24条」の規定により、保険契約者は、年金給付保険金支払対象障害者が死亡した場合、速やかにWAMに死亡届を提出することになっているが、届出が遅れることによる県の過払年金件数が毎年約10件発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	216	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、松野町、高知県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、特定教育・保育等に要する費用の算定に関する基準等の実施上の留意事項について、子ども・子育て支援交付金交付要綱、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について	幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費の多子世帯の判定に係る運用基準の見直し	幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費の財源は、通常は県の措置費、多子減免が適用される場合は、市町村からの給付という違いがあるものの、いずれにせよ全て公費で負担される。児童養護施設入所者の副食費の免除に係る多子世帯の判定については、施設長が「保護者」として整理されるため、異なる施設に入所する場合は通算されず、また保護者のもとに戻るために長子の入退所が繰り返されたり親権者が異なるために苗字が違っている等の理由により、本籍地市町村へ戸籍の照会や児童養護施設に確認するなど判定が複雑であり、市町村の負担となっている。 また、幼稚園にとっても給食費の徴収が複雑となり負担となっている。 (財源割合:県の措置費の場合→国1/2、県1/2、多子減免が適用される場合→新制度移行済の園は国36.9%、県31.55%、市町村31.55%ずつ、未移行の園は国・県・市町村1/3ずつ) そこで、幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費については、子どもの数に関わらず、いったん施設負担ののち措置費により補填する制度となるよう運営基準を見直し事務負担の軽減を図りたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-yosan.html	
R2	217	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、高松市、松山市、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域児童福祉事業等調査要綱	地域児童福祉事業等調査に係るスケジュールの見直し	厚生労働省からの委託を受けて県が実施している「地域児童福祉事業等調査」について、実施依頼や調査票の送付が調査に支障のない時期となるようスケジュールを見直していただきたい。	県は、毎年、厚生労働省の委託を受け、統計法に基づく一般統計調査「地域児童福祉事業等調査」を実施している。調査目的は、認可保育施設、認定こども園、認可外保育施設等の現状把握や、保育所利用世帯の状況等の把握で、県は市町(中核市除く)を通じて施設及び施設を利用する世帯に対して調査を実施している。なお、国との委託契約については、県が契約事務を担当しており、支出負担行為担当官として国と県、国と中核市間の契約書等を作成している。 例年あらかじめ実施が予定されている調査であり、また、年度末に実施しなければならない調査内容ではないと考えられていたが、調査の実施スケジュールが毎年遅延しており、例年、契約事務と調査業務を県・市町も保育関係施設も多忙である年度末に実施しなければならず、負担となっている。また、調査対象の施設が協力を拒否する事例もあり、統計の正確性が確保できなくなっている。 そのため、11月末までには実施を依頼していただくようスケジュールを見直していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>5【総務省(8)】【厚生労働省(27)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166) 心身障害者扶養保険事業(独立行政法人福祉医療機構法12条1項)において地方公共団体から独立行政法人福祉医療機構へ提出している現況届書及び死亡届書については、令和3年度から住民票の写しの添付を不要とする。 また、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、年金受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【総務省(11)】【厚生労働省(41)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166) 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認等については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用等により、年金受給者の情報を確認することが可能であることを令和3年中に通知する。</p>	<p>心身障害者扶養共済制度における年金受給権者の現況等の確認については、住民基本台帳法の規定に基づいて定めた条例に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することが可能であることを、条例の規定例と併せて通知した。</p>	<p>【厚生労働省】心身障害者扶養共済制度における年金受給者の現況等の確認に係る住民基本台帳ネットワークシステムの活用について(令和3年12月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_215</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>5【厚生労働省】 (49)地域児童福祉事業等調査 地域児童福祉事業等調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度から可能な限り早期に調査依頼を発出する。</p>	—	<p>地域児童福祉事業等調査スケジュールを早期化した。</p>	<p>【厚生労働省】令和2年地域児童福祉事業等調査の実施について(通知)(令和2年9月18日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_217</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	218	03_医療・福祉	都道府県	愛媛県、徳島県、香川県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、上島町、久万高原町、松前町、鬼北町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条	輸血用血液製剤の円滑な融通を可能とする見直し	輸血用血液製剤について、適正な保管・管理体制が整っていると都道府県が認定した三次救急医療機関に限り、医薬品医療機器等法に基づく販売業の許可を必要とせず、圏域内のあらかじめ指定を受けた二次救急医療機関への融通が可能となる制度とすること。	日本赤十字社による医療機関での血液製剤備蓄所の廃止に伴い、救急医療機関では救急患者に対応するため、一定量の輸血用血液製剤を在庫する必要があるが、本県では地理的要因により、血液製剤の販売を行う愛媛県赤十字血液センター(松山市)から遠隔地にある救急医療機関も多く、それらの医療機関はより多くの在庫を確保する必要がある。医療機関においては適正な在庫量の確保に努めているものの、使用期限が短いことから、血液製剤備蓄所の廃止により、使用期限超過による廃棄血液製剤が増加し、貴重な献血が無駄になることが懸念される。また、緊急に輸血が必要な患者が発生した際に、血液製剤の在庫が少ない救急医療機関において迅速な対応が困難であり、血液製剤を多く保有している三次救急医療機関への救急患者の集中が懸念される。血液製剤を販売、授与等する際には、医薬品医療機器等法に基づく医薬品販売業の許可が必要であり、基準に適合した販売店舗、管理する専任薬剤師の確保が必要であるほか、譲渡・譲受時には相手先等を記録し、その記録を保存する必要があることから、許可取得にはハードルは高い。なお、他自治体においては、地域の赤十字血液センターからの配送に時間を要し、緊急時に血液製剤の確保が困難になることが想定されていたり、現に血液製剤備蓄所の廃止後、血液製剤の廃棄量が増加しているところがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	219	11_その他	一般市	合志市	総務省、防衛省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法、自衛隊法第97条第1項、自衛隊法施行令第120条、自衛官等の募集業務に関する住民基本台帳事務の適切な執行について(平成27年3月31日付け総行住第40号総務省自治行政局住民制度課長通知)	自衛隊法等に基づく自衛官等の募集に関する事務について住民基本台帳の一部の写しを提出できることの明確化	自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき自衛隊より募集対象者情報の提出依頼があるところ、当該依頼に対して住民基本台帳の一部の写しを提出することに住民基本台帳法上の制約はないものと解されるが、対外的な説明の観点から通知等によりその旨明確化することを求める。	当市では、自衛隊から依頼された対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているが、提供における法令上の根拠について市民から問い合わせが寄せられている。住民基本台帳法上、住民基本台帳の一部の写しの提供に関する規定は設けられていないことから、他の法令に基づく場合には住民基本台帳の一部の写しを提供することは可能であるものと解しており、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、自衛官等の募集対象者情報を提出しているところであるが、この住民基本台帳法上の解釈が必ずしも明文化されていないため、対外的な説明が困難となっている。なお、「自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適切な執行について(平成27年3月31日付け総行住第40号)」においても、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる氏名等の情報に関する資料の提出については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、自衛隊地方協力本部の長が市区町村の長に対し求めることができると解されています」と記載されているが、「市区町村長が同規定に基づき住民基本台帳の一部の写しを提供することが住民基本台帳法上可能である」とは明記されていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	220	05_教育・文化	都道府県	埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、深谷市、上尾市、草加市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、三芳町、毛呂山町、鳩山町、ときがわ町、皆野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、山梨県、磐田市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料	「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づく特別支援教育就学奨励費の定額支給化	「特別支援教育就学奨励費」の学用品費等を定額支給とすること。	【現行制度】 「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料(令和元年度版)文部科学省」において国庫補助対象限度額一覧があり、その中で、学用品購入費については「実費」と定められている。また、同資料に対象経費の算定方法について記載があり、「保護者等が費用負担している実態について確認を行うこと。なお、確認方法については、レシート・領収書等による確認」とされている。 【支障事例】 特別支援教育就学奨励費の支給事務について、支給対象額の算定のために事務担当者、教員、保護者に過度な負担が生じている。一つ一つの支給金額は数百円程度のものが多く、支給する金額に対して、事務担当者、教員、保護者の負担感が大きい。特に、「学用品・通学用品」について、当県では、支給件数が年間20,000件弱となっているが、保護者が申請してきた品物について、教育課程上必要なものかどうか一つ一つ確認が必要であり、その都度教員への確認作業が生じている。また、保護者には領収書、レシートなど、金額と支出したことを証明する書類の提出が必須とされているが、「雑貨」などと品物名がはっきり記載されないケースもあり、証拠書類として採用できないものもある。内容確認のための電話連絡や領収書の取り直しなど保護者に負担が生じている。提出された領収書やレシートが、税抜きで記載されている場合や購入店舗のポイントを使用されている場合は、支給額算定時に再計算を要し、事務担当者の負担になっている。 【制度改正の必要性】 本提案は、「制度の趣旨として定額支給になじまない」こと等を理由に関係府省との調整が行われなかった令和元年の提案の再提案事項である。特別支援教育就学奨励費のほかにも、同じく保護者の経済的負担を軽減することを目的として、学用品費等を支給する「奨学のための給付金制度」や、「生活保護法に基づく教育扶助費(基準額等)」は、一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて定額支給とされている一方で、当該奨励費のみ「制度の趣旨として定額支給になじまない」として、実費支給とされ、過度に事務担当者や保護者に負担を負わせている状況は実情に合っていないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (23)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 輸血に用いる血液製剤(以下「血液製剤」という。)の地域における供給体制については、緊急時には、販売業の許可(24条)の有無にかかわらず、医療機関の間で血液製剤を融通することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 また、地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について、地方公共団体に令和2年度中に通知するとともに、日本赤十字社による出張所の設置や血液製剤の配送回数、配送ルートの見直し等について、地方公共団体、医療機関及び日本赤十字社との間において検討されるよう、必要な支援を行う。	—	血液製剤の地域における供給体制について、緊急時には、販売業の許可の有無にかかわらず、医療機関の間で血液製剤を融通することが可能であることを明確化し、令和3年3月31日付けで地方公共団体に通知した。 また、地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について、令和3年3月31日付けで地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】緊急時に輸血に用いる血液製剤を融通する場合の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の考え方及び地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について(令和3年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、血液対策課長連名通知)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.218	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、血液対策課
5【総務省(6)】【防衛省(1)】 自衛隊法(昭29法165)及び住民基本台帳法(昭42法81) 自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合(自衛隊法97条1項及び同法施行令120条)については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	—	自衛官等の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合について、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、令和3年2月5日付けで地方公共団体に通知した。	【総務省・防衛省】自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について(通知)(令和3年2月5日付け防衛省人事教育局人材育成課長、総務省自治行政局住民制度課長連名通知)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.219	総務省自治行政局住民制度課 防衛省人事教育局人材育成課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	221	09_土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第15条、建築基準法施行規則第8条、建築動態統計調査規則	建築基準法第15条第4項の建築統計の作成に係る届出・報告の内容のオンライン化	建築基準法第15条第1項及び第2項の「建築工事届」「建築物除却届」及び同条第3項の「建築物災害報告書」の内容についてオンライン化し、国が当該入力結果を確認することができるようにすること。 なお、法制度上、都道府県が関与するステップが必要とすることであれば、建築主等が入力した届出・報告の内容を、都道府県が電子端末上で確認し、確認の完了した届出・報告が国に到達されるようにすることが考えられる。	【現行制度】 建築物を建築する建築主や建築物を除却する施工者は、都道府県等に対して建築基準法第15条第1項及び第2項に基づく「建築工事届」や「建築物除却届」を提出しなければならない。 また、市町村の長は、その区域内における建築物が災害により滅失等した場合に、都道府県に対して、同条第3項に基づく「建築物災害報告書」を提出しなければならない。 これらの「建築工事届」等を受理した都道府県等は、法第15条4項の規定に基づき、毎月、「建築着工統計調査票(マークシート形式)」等に「建築工事届出」等の内容を転記して作成し、国土交通大臣へ提出することが義務付けられている。 調査票の作成は、シャープペンシル(0.5mm、HB)を使用することが求められており、都道府県等は、建築主から紙面で提出された「建築工事届」等をもとに、手書きで調査票に転記している。 【支障事例】 限られた人員の中で、年34,429件(令和元年実績)の調査票を手書きで転記作成することは、非常に負担が大きい。 また、正確さが求められる統計において、人の手で「届出から転記する」という作業は、転記ミス、転記漏れなどのヒューマンエラーが生じることで正確性を損なうおそれがある。(令和2年度から、マークシートではなくExcelの調査票の提出も可能となる旨が国土交通省から周知されているものの、紙面で提出された内容をExcelに入力する労力は依然として大きく、またヒューマンエラーが生じる可能性も軽減されていないものと考ええる。) 加えて、「建築着工統計調査」は基幹統計であり、当該調査に要する経費は、地方財政法第10条の4に基づき、地方公共団体が負担する義務を負わない経費とされているが、国からは予算の範囲内として少額しか措置されず(年120万円程度)、1件当たり33円程度の予算では実作業量とあっていないと考える。 なお、届出に係る建築物が建築基準関係規定に適合するか否かは、法第6条に基づき提出される「建築確認申請」により確認できるため、都道府県では調査票を作成する必要はない。 建築統計の策定は法定受託事務とされているところであり、都道府県は本来国が果たすべき役割を代わりに担っているに過ぎないものである。 都道府県の事務負担を軽減するため、積極的な検討を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	222	11_その他	都道府県	埼玉県	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項	「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	「就学支援金の支給に関する事務」において、マイナンバーを利用して、「生活保護関係情報」を取得することを可能とすること。	【現行制度】 「高等学校等就学支援金」は、高等学校等に通う所得要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給する、法律に基づく制度である。 受給要件として、保護者等の住民税のうち市町村住民税所得割額及び道府県住民税所得割額の合算額が50万7000円未満であること等が定められている。 受給資格の確認のため、当県ではこれまで保護者等の申請者に対して課税証明書の提出を求めていたが、マイナンバー法別表第二の項番113に基づき、マイナンバーを利用して、市町村長から地方税関係情報を取得することが可能となった。 【支障事例】 マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯、または無職無収入により住民税が非課税である方の情報の取得に支障が生じている。 上記の方については課税対象の所得がなく、特に生活保護受給世帯は、地方税法上、住民税が非課税とされていることから、住民税申告書を市町村に提出されない方がほとんどである。 結果として、市町村がこのような照会対象者の所得情報等を把握しておらず、地方税関係情報が未登録もしくは「Null」等で登録されており、所得要件を確認することができない。 そのため、当県では、上記の方については、住民税の課税額の確認のため、「生活保護受給証明書」、または「非課税証明書」の提出を求めており、申請者の負担となっている。 結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。 本来は、地方税関係情報における副本登録に関して、全ての市町村に対して、未申告者及び無所得者に係る副本登録を徹底することの明確化を求めるべきと考えるが、市町村への義務付けに類することや、すでに総務省において、都道府県を介して市町村へ、未申告者及び無所得者に係る副本登録を適切に実施するよう事務連絡が発出されていることから、左記の措置を求めるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	223	05_教育・文化	都道府県	埼玉県	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	奨学のための給付金交付要綱別表、生活保護法第36条	「奨学のための給付金の支給に関する事務」において入手可能な生活保護関係情報の見直し	「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して、生活保護情報の情報照会を行った場合について、生業扶助(高等学校就学費)の情報を一律取得できるような措置を行うこと。 具体的には、生活保護法に基づく生業扶助情報を保護者(親権者)のマイナンバーに紐づけるよう規定すること。 なお、親権者が不在の場合には、生徒本人のマイナンバーに紐づけること。	【現行制度】 「奨学給付金」は、高校生がいる生活保護受給世帯等に対して、授業料以外の教育費(学用品等)を支給する制度である。 「奨学給付金」の給付単価を決定するにあたり、「奨学のための給付金交付要綱」に基づき、生活保護法に基づく生業扶助(高等学校就学費)の受給の有無を確認する必要がある。 そのため、当県ではこれまで生活保護受給世帯に対して、「生業扶助受給証明書」の提出を求めてきた。 しかし、平成31年4月から、「マイナンバー法」及び「当県マイナンバー条例」に基づき、「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して生活保護情報を取得することが制度上では可能となった。 【支障事例】 生活保護法に基づく生業扶助の受給情報は、福祉事務所によって保護者に紐づいている場合と高校生本人に紐づいている事例がある。 この場合、「奨学給付金」申請者となる保護者から取得したマイナンバーを利用して福祉事務所に情報照会を行っても、高校生本人に生業扶助の受給情報が紐づいている場合は、生業扶助の受給情報が確認できない。 そのため、当県では、現状においても、「生業扶助受給証明書」の提出を申請者に求めており、申請者の負担となっている。 加えて、申請窓口の高等学校においても、事務職員による添付書類の確認や、不足書類の提出依頼などが必要となり、負担となっている。 結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。 (参考)過去3年間 当県での生活保護受給世帯に対する「奨学給付金」支給件数 H29:1,652件 H30:1,626件 R01:1,421件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (3) 建築基準法(昭25法201) (ii) 建築統計の作成(15条4項)については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、建築主が届け出る建築工事届及び建築物除却届の様式を、都道府県が作成する建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票への転記が容易となるよう変更する。 また、地方公共団体からの意見を踏まえて、建築統計に関する手続のオンライン化について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【国土交通省】 (2) 建築基準法(昭25法201) (ii) 建築統計に関する手続については、令和4年度までを目途にオンライン化する。</p>	<p>建築工事届及び建築物除却届の様式を変更する「建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令」(令和3年国土交通省令第27号)を公布し、自治体への周知を行った。 (なお、建築統計に関する手続については、令和4年度までを目途とするオンライン化に向けて準備中)</p>	<p>【国土交通省】建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令(令和3年国土交通省令第27号) 【国土交通省】建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部改正及び建築物用途分類の改定について(技術的助言)(令和3年6月24日付け、国土交通省総合政策局情報政策課長、国土交通省住宅局建築指導課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.221</p>	<p>国土交通省住宅局、総合政策局情報政策課</p>
<p>5【内閣府(10)(i)】【総務省(11)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(35)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)による高等学校等就学支援金の支給に関する事務(別表2の113)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。</p>	<p>—</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務について、生活保護関係情報の情報連携を可能とした。</p>	<p>【文部科学省】デジタル改革関連法等の公布及び一部施行に伴う今後の高等学校等就学支援金支給事務等に関する運用の予定について(事務連絡)(令和3年8月2日付け文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.222</p>	<p>デジタル庁デジタル社会共通機能グループ 文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課 厚生労働省社会・援護局保護課</p>
<p>5【文部科学省(15)】【厚生労働省(44)】 高校生等奨学給付金 高校生等奨学給付金については、生徒本人の個人番号を用いて生業扶助(高等学校等就学費)の受給の有無を確認できることを明確化するため、「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)等の手引き」(平26文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)を令和2年度中に改正する。また、情報提供ネットワークシステムにおいて、当該生業扶助の受給情報を生徒本人に関する情報として登録されるよう促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>○文部科学省 生徒本人の個人番号を用いて生業扶助(高等学校等就学費)の受給の有無を確認できることを明確化した事務連絡を令和3年3月26日に発出した。 ○厚生労働省 生業扶助の受給情報を生徒本人に関する情報として登録されるよう促す事務連絡を令和3年3月30日に発出した。</p>	<p>【文部科学省】「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の取扱いについて」等の一部改正について(通知)(令和3年3月26日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【文部科学省】高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)等の手引き【該当箇所抜粋版】(令和3年3月 8次改正) 【厚生労働省】「情報提供ネットワークシステムにおける生業扶助の副本登録に関して」(令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.223</p>	<p>文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課 厚生労働省社会・援護局保護課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	224	09_土木・建築	都道府県	埼玉県、越谷市、戸田市、朝霞市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法施行令第3条、公営住宅法施行規則第23条	「公営住宅法」に基づく近傍同種の住宅の家賃の算定方法の見直し	借上げ型公営住宅の「近傍同種の住宅の家賃」の算定方法について、建設に要した費用等の推定再建築費の算出が困難な場合には、地域の実情に応じて事業主体が算定方法を決定することが可能となるよう、公営住宅法令を改正すること。	【現行制度】 公営住宅の家賃の決定等に使用する「近傍同種の住宅の家賃(以下、近傍同種家賃)」について、公営住宅法施行令第3条及び同法施行規則第20条等で算定方法が定められているが、「当該近傍同種の住宅の建設に要する費用の額」を基に「推定再建築費」を算出するなど、積算法により算出することが定められている。 本県では、これまで、県の借上を前提に民間事業者が建設した新築住宅を棟単位で借上げ、借上型公営住宅として供給していたが、今後の県営住宅の住宅経営に関する方針で、既存公的賃貸住宅を活用した借り上げなどの新たな取り組みを行うこととしている。UR賃貸住宅は県内に7万戸以上あり、これを活用することで、必要な地域に必要な数を供給することができる。 【支障事例】 既存住宅は、建設から長期間経過していることが多く、住宅の建設に要した費用(以下、工事費)が不明な場合があるため、現行の算定方法では近傍同種家賃の算定が困難となっている。 平成8年の旧建設省通知では、「建設後、相当年度の年数が経過した等により近傍同種の住宅の建設に要した費用の確定が困難な場合・・・には、事業主体が建設年度別、構造別、床面積別の標準的な費用の額を設定することも許容される」とされている。標準的な費用の額の推計に当たっては、棟の詳細な床面積が必要となるが、図面が欠損している場合があるため、工事費算定が困難な場合がある。また、建設年度時点の国土交通大臣が定める主体附帯工事費が必要となるが、古いものは通知が入り困難な場合があり、同様に算定が困難である。 また、本県では、毎年度60戸前後の借上型県営住宅を整備している。今後、戸単位で借上げる場合、現行の算定方法では戸ごとに工事費を算定しなければならず、工事費を算定する棟数が増加し、事務負担も膨大なものとなる。 以上を踏まえ、工事費の算出が困難な場合は、例えば、UR賃貸住宅は、UR法に基づき、公営住宅とは別の算定方法によって近傍同種家賃を算定しているため、当該住宅を借上げる場合には、当該住宅の家賃を基に算定することも可能とするなど、事業主体が地域の実情に応じた近傍同種家賃の算定を行うことを可能とするよう、現行の算定方法の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	225	03_医療・福祉	都道府県	埼玉県、埼玉県町村会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項、第4項、第51条の5第2項、附則第18条第1項、第2項	「障害者総合支援法」に基づく居住地特例対象施設の拡大	居宅や現在入所している障害者施設等から、別の市町村に存する介護施設に入所した場合に、現行では当該介護施設が所在する市町村が障害福祉サービスに係る費用を負担するが、当該介護施設入所前に費用負担していた市町村が引き続き負担するよう、居住地特例を見直すこと。 また、障害福祉サービスの利用申請手続きについても、介護保険サービスと同様に、介護施設入所前に手続きを行っていた市町村で引き続き行えるよう、居住地特例を見直すこと。	【現行制度】 障害者施設等から介護施設に入所した方には、介護保険サービスに加えて、障害福祉サービスを利用する場合がある。 この場合に、介護保険サービスに係る費用は、障害者施設及び介護施設が介護保険法に基づく住所地特例施設に位置付けられているため、障害者施設や介護施設の入所前に居住地があった市町村が負担する。 一方、障害福祉サービスに係る費用は、介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設に位置付けられていないため、介護施設が所在する市町村が負担する。 また、介護保険サービスの利用申請手続きは、介護保険法に基づく住所地特例制度により、障害者施設及び介護施設の入所前に居住地があった市町村で行うが、障害福祉サービスの申請手続きは、介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象外とされているため、介護施設が所在する市町村で行う必要がある。 【支障事例】 現行制度では、介護施設が所在する市町村に障害者福祉に関する財政的負担が集中してしまう。 また、介護保険サービスと障害福祉サービスの利用申請手続きについて、介護は介護施設入所前に手続きを行っていた市町村で、障害は介護施設が所在する市町村でそれぞれ行わなければならない、住民の負担になっている。 ※介護保険制度に係る住所地特例については、平成27年の提案募集で複数の自治体が提案・要望した結果、見直されたものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	226	05_教育・文化	一般市	太宰府市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	文化財保存事業費関係補助金交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	史跡等購入費国庫補助で取得した土地の活用範囲の明確化	「史跡等購入費国庫補助要項(以下「要項」とする)」に基づいて補助を受け取得した史跡等について、近年の大風による倒木や獣による掘り起こしなどから史跡等を守る(保存)するため、保存を目的とした財源を得るための史跡等の活用範囲について明らかにする。 現在の要項の第1項(趣旨)においては、「保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費について国が行う補助」と定められているため、これにより取得した財産を活用して保存のための財源とすることは、補助金適正化法第22条に定める「目的に反した使用」にあたることと認められない場合があるが、例えば史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等することについては、「目的に反した使用」にあらず認められるものと考えられる。法律上及び要項上認められる史跡等の活用範囲が明らかにされれば、それに照らして文化庁が(「文化財保存活用地域計画」等の認定過程において)自治体の行う史跡等の活用の可否を判断することができるようになり、自治体が史跡等の活用により自主的に財源を確保することが可能となることで、要項が目指す「保存のため」という目的をより達成しやすくなる。	当市の史跡面積は、4.85平方キロで市の面積の約16%を占め、年間6,000万円の史跡保存のための費用(内3%が補助事業、それ以外は市単独費)を必要とし、市の財政状況に大きな影響を与えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (6) 公営住宅法(昭26法193) 公営住宅の家賃の上限額となる近傍同種の住宅の家賃(16条1項)の算定については、既存民間住宅等を活用し公営住宅を供給する場合において、当該既存民間住宅等の図面の欠損等により算定が困難なときに、地方公共団体が収集可能な情報から簡便に算定する方法を、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>公営住宅法に係る近傍同種の住宅の家賃の算定について、図面の欠損等により算定が困難なときに、収集可能な情報から簡便に算定する方法について技術的助言として通知した。</p>	<p>【国土交通省】公営住宅法に基づく近傍同種の住宅の家賃の算定における合理的な方法について(通知)(令和3年3月25日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_224</p>	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>
<p>5【厚生労働省】 (32) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii) 居宅や障害者支援施設等から他の市区町村に存する介護保険施設等に入所し、障害福祉サービスを利用する場合の居住地特例(19条3項)の適用については、介護保険施設等の入所者の状況等についての実態調査の結果等を踏まえつつ、介護保険施設等を対象とすることについて検討する。その上で、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【文部科学省】 (11) 史跡等購入費補助金 史跡等購入費補助金により取得した土地の活用については、以下の措置を講ずる。 ・文化財保護法(昭25法214)125条に規定する現状変更等の許可を受けて行われる木竹の伐採等により生じた木材等を加工・販売する行為については、当該行為により得た収益の用途にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)22条に規定する補助金等の交付の目的に反した使用(以下この事項において「目的外使用」という。)には当たらないことを、全国会議を通じて地方公共団体に周知する。 [措置済み(令和2年11月26日・27日埋蔵文化財・史跡担当者会議)] ・上記のほか、史跡等購入費補助金により取得した土地の活用について、目的外使用に該当するか否かを地方公共団体が判断するに当たって参考となる事例を交えた質疑応答集を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>令和2年11月26日・27日に行われた埋蔵文化財・史跡担当者会議において、史跡の現状変更等の許可を受けて行われる木竹の伐採等により生じた木材等を加工・販売する行為については、補助金等の交付の目的に反した使用には当たらないことを周知した。また、令和3年3月22日に、史跡等購入費補助金により取得した土地の活用について、目的外使用に該当するか否かなど補助金適正化法の考え方を具体事例やQAも交えてとりまとめた事務連絡を发出了した。</p>	<p>【文部科学省】補助金適正化法の考え方について(令和2年11月27日) 【文部科学省】補助金適正化法の考え方に関する参考資料の送付について(令和3年3月22日付け文化庁文化財第二課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_226</p>	<p>文化庁文化財第二課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	227	11_その他	一般市	舞鶴市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条、老人福祉法第11条	「老人福祉法第11条の措置の実施の事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の61の項に係る事務(老人福祉法第11条の措置の実施に関する事務)を処理するために情報連携できる特定個人情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、当該特定個人情報が利用できるよう番号法別表第2の61の項に中国残留邦人等支援給付等関係情報の追加を行う。	老人福祉法第11条の措置の実施(老人ホームへの入所等の措置)に関する事務については、当該措置の対象者は、同条第1項第1号の規定により、「65歳以上のものであって、環境上及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なもの」等としており、また、当該委任を受けた老人福祉法施行令第6条第1号において「当該65歳以上の者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。」としている。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第22条第20号において「老人福祉法施行令第6条の規定の適用については、支援給付を保護とみなす。」とされていることから、老人福祉法第11条等で定める要件の該当性を適切に確認するためには、中国残留邦人等支援給付等関係情報が必要と考える。 しかしながら、番号法別表第2において、生活保護関係情報等は情報連携可能な情報として規定されているが、中国残留邦人等支援給付等関係情報は規定されていない。 当市では、条例で個別に規定し、情報連携を行っているが、上述のとおり中国残留邦人等支援給付は生活保護とみなすこととされていることから、同一の法的根拠で情報を扱えることが必要と考える。	—
R2	228	11_その他	一般市	舞鶴市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第33条、老人福祉法第28条第1項	「老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の62の項に係る事務(老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務)を処理するために情報連携できる特定個人情報は、市町村が保有している情報のうちにあつては生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、当該特定個人情報が利用できるよう番号法別表第2の62の項に中国残留邦人等支援給付等関係情報の追加を行う。	中国残留邦人等支援給付支援給付は生活保護制度に準じて制度設計されており、当市においては、生活保護と中国残留邦人等への支援給付を同内容のものとして扱っており、「舞鶴市における老人福祉法の施行に関する規則」の別表第2の費用徴収の階層区分において従来は「生活保護法による被保護者」と記載されていた箇所「中国残留邦人等への支援給付を受けている者」を平成20年に追加している。 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務については、「負担能力に応じて」費用を徴収することとなるため、上述のとおり生活保護関連情報に加え中国残留邦人等支援給付関係情報が必要と考える。 しかしながら、番号法別表第2において、生活保護関係情報等は情報連携可能な情報として規定されているが、中国残留邦人等支援給付等関係情報は規定されていない。 当市では、条例で個別に規定し、情報連携を行っているが、中国残留邦人等支援給付に関する事務は、生活保護制度に準じて制度設計されていることから、同一の法的根拠で情報を扱えることが必要と考える。	—
R2	229	11_その他	都道府県	兵庫県	内閣官房	B 地方に対する規制緩和	新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項、第3項、第4項、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)、第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について(令和2年4月23日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)	新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条に基づく施設使用制限(休業要請)を個別施設ではなく、まずは業種別に要請できるようにすること	特定都道府県知事として、第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。 第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止すること。	【現状】 特定都道府県知事として特措法第45条に基づき要請、指示を行う場合、国の基本的対処方針及び、国の要請・指示等のガイドラインにおいて示された手順のとおり実施することとなっている。 【支障】 そもそも、第45条第2項に基づく要請は、第24条第9項に基づく協力要請を前提としているが、特措法上、第24条第9項は都道府県対策本部長による一般的な協力要請であるが、第45条第2項は特定都道府県知事による政令の定める多数の者が利用する施設等に対する範囲を限定した要請であるため、本来は異なるものであると解釈すべきである。 このことを前提にすれば、第45条第2項に基づく要請を行う場合、いきなり個別の施設ごとに行うのではなく、まずは業種や類型ごとに法的な要請を行うべきである。 今回、パチンコ店に対して第45条を適用する際、店舗数が限定される業種であったため、第2項に基づく個別店舗への要請は可能であったが、仮に、全県的に多数の店舗等が点在し、組合など同業者の団体がいない業種や団体があっても未加盟事業者が多数存在する業種(例えば接待を伴う飲食店等)に対して第2項の要請を行うこととなると、相当数の個別店舗の営業確認等にかかりの時間を要するなど迅速な対応が困難となる。早急に蔓延防止のための休業要請の強い姿勢を示すのであれば、第45条に基づき、まず業種ごとに要請を行うべきである。 また、第45条第2項の要請に際し、国との事前協議が必要となっているため、機動的な対応が困難となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_kekka.html
R2	230	11_その他	都道府県	兵庫県	内閣官房	B 地方に対する規制緩和	新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項、第4項	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」の実効性の担保	休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備(罰則適用など)を行うこと。	【現状】 本県では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、パチンコ店に対し、兵庫県緊急事態措置により、①特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請、②同法第45条第2項に基づく施設使用の停止(休業)の要請を行い、それでも休業要請に応じない店舗に対し、③同法第45条第3項に基づく、施設の使用停止(休業)の指示を行ってきた。 【支障】 同法第45条第3項に基づく施設の使用停止(休業)の指示を行ったものの、結局2つの店舗が営業を継続して休業指示に応じなかった。これは指示に対して、「店名の公表」しか行えず、実効性の担保が課題となっているためである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_kekka.html
R2	231	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	診療放射線技師法第26条第2項第2号、健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第6号	市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化	日本人の体型に合い、痛みのない装置の開発を医療機器メーカー等に求める一方、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。	【現状】 健康増進法により市町村はがん検診の実施に努めるものとされている。また、第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月9日閣議決定)において、がん検診受診率の目標値は50%とされているが、H30乳がん検診の受診率は本県内平均17.7%である。 平成26年に診療放射線技師法が改正され、病院、診療所以外で行う肺がん検診は胸部X線撮影のみを行う場合に限り、医師又は歯科医師の立会いがなくても実施が可能となった。 集団乳がんマンモグラフィ検診は、平成28年から視診、触診は推奨しないと変更されたが、医師の立ち会いは従来どおり必要となっている。 【支障】 集団乳がんマンモグラフィ検診前に行う受診者への説明および問診は看護師が対応しており、医師が立ち会わなくても実施可能であるにもかかわらず、診療放射線技師法上、乳がんマンモグラフィ検診は医師の立会いがなければ実施できない。 郡部においては医師不足等により立会い医師の確保が難しく、立会い医師への報酬も高額であるため、検診実施の支障となっている。 マンモグラフィ検診時、乳房に痛みを感じた受診者は、二度と受診しないケースがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>【内閣官房】 (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31) 施設の使用制限の要請等(24条9項及び45条)の在り方については、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、新型インフルエンザ等対策有識者会議等における議論及び新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>5【内閣官房】 (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31) 施設の使用制限の要請等(45条)については、以下の措置を講ずる。 ・45条2項に基づく要請については、施設類型ごとに行うことを可能とする。 ・45条2項に基づく要請の実効性を担保するため、施設管理者等が要請に応じない場合は命令を行うことを可能とする。また、その施行に必要な限度において立入検査等を行うことを可能とし、命令に違反した場合は過料に処することとする。 [措置済み(新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和3年政令第28号)等)]</p>	<p>特措法第31条の6第1項のまん延防止等重点措置に係る要請及び特措法第45条第2項に基づく要請について、特措法第24条第9項に基づく要請を前置せず、業態及び施設類型ごとに行えるようにするなどの措置を講じた。</p>	<p>【内閣官房】「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について(令和3年2月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡) 【内閣官房】新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)新旧対照表</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_229</p>	<p>内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室</p>
<p>【内閣官房】 (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31) 施設の使用制限の要請等(24条9項及び45条)の在り方については、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、新型インフルエンザ等対策有識者会議等における議論及び新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>5【内閣官房】 (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31) 施設の使用制限の要請等(45条)については、以下の措置を講ずる。 ・45条2項に基づく要請については、施設類型ごとに行うことを可能とする。 ・45条2項に基づく要請の実効性を担保するため、施設管理者等が要請に応じない場合は命令を行うことを可能とする。また、その施行に必要な限度において立入検査等を行うことを可能とし、命令に違反した場合は過料に処することとする。 [措置済み(新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和3年政令第28号)等)]</p>	<p>緊急事態宣言の対象区域の都道府県知事が、施設の使用制限等の要請を受けた者に対し、命令を発するに必要な限度において報告を求め又は事業場に立ち入る等の措置を講ずることができることとともに、施設管理者等が正当な理由なく施設の使用制限等の要請に応じなかった場合の命令及び過料に関する規定を設けるなど、実効性を担保する措置を講じた。</p>	<p>【内閣官房】「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について(令和3年2月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡) 【内閣官房】新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)新旧対照表</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_230</p>	<p>内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室</p>
<p>5【厚生労働省】 (18) 診療放射線技師法(昭26法226) 集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、医師の立会いを不要とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【厚生労働省】 (25) 診療放射線技師法(昭26法226) 集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、省令を改正し、医師の立会いを不要とする。 [措置済み(診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第119号))]</p>	<p>令和3年7月9日に診療放射線技師法施行規則を改正し、集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査における医師の立会いを不要とした(令和3年10月1日施行)。</p>	<p>【厚生労働省】診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働省令第119号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_231</p>	<p>厚生労働省医政局医事課、健康局がん課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	232	11_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、姫路市、加古川市、西脇市、三田市、南あわじ市、たつの市、神河町、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	移住支援事業・マッチング支援事業について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局)、住民基本台帳法	移住支援金制度における居住期間に応じた返還制度の廃止	移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること。 廃止しない場合は、移住元の居住地や在住期間の確認、移住先の居住確認の事務が煩雑であるため、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務となるよう住民基本台帳法別表に位置付けるなど、自治体において効率的な事務運用が図られるようにすること。	【現状】 移住支援金は地方創生推進交付金を活用して、東京圏からの移住者が県内で新規就業または起業した場合に支援を行っている。 移住者は、申請時に移住元の居住地や在住期間(5年以上)を確認できる書類(住民票除票や戸籍附票の写し)を提出するとともに、移住先の県内市町に5年以上継続して居住する意思表示を行う。 支援金の申請日から3年未満で転出した場合は全額、5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならない。 【支障】 移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年に渡り居住確認を行う等、煩雑な事務手続きが生じている。 東京圏在任時に転居歴の多い申請者は、移住後、東京圏の複数の自治体に住民票除票の交付を郵送等で依頼する必要があり、申請手続きが煩雑である。 移住先市町は返還の要否を確認するため、支給後5年に渡って、申請者の居住確認を行う必要があるが、申請者が市町外に転出した場合、転出先の市町に住民票を請求して確認するなど手続きが煩雑である。	—
R2	233	11_その他	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	起業支援事業について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局)	起業支援金制度における補助対象期間等の見直し	起業(登記)して事業活動が本格化するまでには一定期間を要するケースもあるため、前年度に起業した者も支援対象となるよう、応募資格の要件を前年度4月1日からとすること。 また、事業所開設に要する経費を補助対象とするため、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること。	【現状】 起業支援金は、地方創生推進交付金を活用して、Uターン等による起業支援を行っている。 応募資格は公募開始日(今年度は4月1日)から当該年度1月末までに起業した者、補助対象期間は交付決定日から1月末までと定められている。 【支障】 応募資格は、公募開始日(今年度は4月1日)から当該年度1月末までに起業(登記)した者に限定され、前年度中に起業(登記)して、今年度に事業開始する場合は支援対象とならない。 そのため、前年度の2~3月に起業した者は、制度上、完全に対象外となっている。 また、補助対象期間は、執行団体から起業者への交付決定日(当県の場合、募集・審査を経ると概ね8月頃)以降とされているため、4月から7月に事業所開設に要する経費として支出した改修費や初度備品費等を補助対象とすることができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka_vosan.html
R2	234	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の設置、②食品・飲料水の供給、③住宅の応急修理、④埋葬などに限定されている。 発災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。 【支障】 大阪府北部地震や平成30年7月豪雨等の大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施するのが困難となった。 他の自治体から応援職員を派遣する際にも、災害救助費の対象でないため、応援自治体の負担となっている。 【再提案理由】 令和元年台風第15号を契機として災害救助基準が改正(令和元年10月施行)され、住宅の応急修理の支援対象が一部損壊(損害割合が10%以上)まで拡充された。 支援対象が拡充された住宅の応急修理や、応急仮設住宅の供与を迅速に行うためには、その判断基準となる家屋被害認定調査及び罹災証明書の速やかな発行が不可欠である。救助以外の目的のために活用されることのみをもって、災害救助費の対象外とすることは災害救助業務の遅延を招きかねない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka_vosan.html
R2	235	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第2号、被災者生活再建支援法施行令第1条	被災者生活再建支援制度についての支援対象の拡大(被災全地域への適用、半壊世帯及び一部損壊世帯への適用)	制度の対象となる被災地域について、同一の災害により被害を受けた全ての市町を平等に支援対象とすること。 制度の対象となる被災世帯について、全壊及び大規模半壊に加えて、半壊及び一部損壊(損害割合が10%以上の世帯)も支援対象とすること。	【現状】 被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことなどが適用要件となっている。 同制度は、自然災害の被災者の生活の再建を支援し、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるが、半壊世帯・一部損壊世帯は支援対象となっていない。一方、災害救助法では、住宅の応急修理について支援対象が一部損壊(損害割合が10%以上)世帯まで拡大されている。 【支障】 平成30年7月豪雨災害において、県内では神戸市や宍粟市は被災者生活再建支援法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない市町が発生した。 令和元年の台風第15号による住宅被害では、災害救助法に基づき一部損壊世帯まで住宅応急修理の支援対象が拡大された。一方、本制度では半壊・一部損壊世帯は支援対象外である。 【再提案理由】 同一の災害により被害を受けた世帯に対して、単に住所地のみによって被災者生活再建支援法の支援対象外となる事態は公平性の観点からも避けるべきで、法に基づく支援が平等に行われる必要がある。 対象となる被災世帯を災害救助法に基づく住宅の応急修理の支援対象と同様とすることで住民にも分かりやすい制度となるうえ、各種災害において多数発生している半壊被害も支援対象とすることは、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	236	11_その他	都道府県	兵庫県、兵庫県市長会、兵庫県町村会	総務省	B 地方に対する規制緩和	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第26条	マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の延長(5年→10年)	マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)に合わせて延長すること。電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、パソコンやスマホによるオンライン申請、もしくは住民票の写しを交付するコンビニエンスストア(住民票データとの突合が可能)や郵便局等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きできるようにすること。	【現状】 マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日までとなっている。一方、カードに搭載される電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までとなっているため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。(令和2年1月から、電子証明書の更新申請が必要な者が発生しており、県内では6月末時点の累計で約13万人) 【支障】 カード本体と電子証明書の有効期間が異なり、更新時期が分かりにくい。特別定額給付金のオンライン申請にあたり、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限の更新や暗証番号の再設定が必要な住民が多くいたため、全国的にアクセスが集中して、公的個人認証システムがダウンした。電子証明の有効期限が切れているために、コンビニ交付サービスが利用できない場合、マイナンバーカード本体が使えないという誤解が生じ(急にコンビニ交付が出来なくなったとの問い合わせが寄せられている)、マイナンバーカードの利活用の機会を奪うことになりかねない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	237	11_その他	都道府県	兵庫県、神戸市、姫路市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第29条、第32条、地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条	公営住宅の許可取消後の家賃相当額の回収事務について、私人への一括委託を可能とする見直し	公営住宅法施行令において、滞納家賃と損害賠償金(近傍家賃相当額)の双方について、請求から収納までの事務を一体的に私人に委託できるよう規定すること。	【現状】 県営住宅の退去者の滞納家賃の収納事務については、地方自治法施行令第158条の規定により私人委託ができ、債権回収の効率化を図るために債権回収会社及び弁護士に委託している。一方で、当該損害賠償金は滞納家賃に比べて多額となっているが、収納に係る一連の事務(主体となっていく①請求②督促③納付交渉④収納)については、私人委託を認める規定がないため、当県の職員が督促や納付交渉等の収納事務を長期に渡り行っている。 【支障】 国土交通省が提示した委託可能な事務は、請求書の送付などの事務補助的作業にとどまるため、請求や納付交渉などの収納に係る主体的かつ複雑な業務は県の職員が改めて行うこととなり、本質的な解決になっていない。 滞納に係る一連の債権回収事務であるにもかかわらず、滞納家賃の回収は私人(債権回収業者等)のノウハウ(請求から納付交渉、収納に至るまでの主体的な一元管理による滞納の回収)が活用できるが、損害賠償金については私人のノウハウが活用できず、債権回収業務の効率化に繋がらない。	—
R2	238	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、西脇市、宝塚市、高砂市、南あわじ市、たつの市、神河町、新温泉町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律多面的機能支払交付金実施要綱(別紙1)第5の7及び8、(別紙2)第5の8及び9多面的機能支払交付金実施要領第1の7～9、第2の8～10、様式第1-6～1-8号	多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化	活動組織および市町の事務負担を低減するため、実施状況報告様式を簡素化すること。考えられる様式と該当欄は以下のとおり。 様式第1-6号 …… 「活動実施日時」欄 様式第1-7号 …… 「日付」欄、「分類」欄 様式第1-8号 …… 「収支実績」欄のうち「支出総額」欄の内訳欄 「3 多面的機能支払交付金に係る事業の成果」欄のうち「備考」欄 また、様式第1-6号の「活動参加人数」欄については、別の独立した様式に記載することとし、加算措置を希望しない場合には、提出不要とすることとしていただきたい。	【現状】 農地や農業施設を保全するため、地域の農業者等で構成された活動組織は、多面的機能支払交付金の交付を受けて農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の共同活動を実施している。 【支障】 農地や農業施設を保全するため、地域の農業者等で構成された活動組織は、多面的機能支払交付金の交付を受けて農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の共同活動を実施しているところ、活動組織の大半は、パソコン作業の苦手な高齢の農業者が事務を担っており、毎年の活動記録や金銭出納簿、実績報告など多くの書類作成に苦慮している。また、当交付金の制度改定が毎年行われ、それに伴って事務様式も毎年変更されるため、活動組織を指導する市町担当者の負担も大きくなっている。なお、事務負担が大きいこと等を理由に、県内の70組織が活動期間(5年間)終了後に共同活動を継続しなかったため、約800haの活動区域が減少し保全体制に支障が生じた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	239	11_その他	施行時特例市	宝塚市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、関西広域連合	法務省	B 地方に対する規制緩和	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第12条第1項、第19条第1項及び第3項同法施行規則 第17条第2項及び第4項市市区町村在留関連事務取扱要領 第6 2(6)特別永住者証明書の交付	特別永住者証明書の交付方法の弾力化	申請者の利便性の向上、窓口業務の負担軽減の観点から、特別永住者証明書の申請者本人、代理義務者(同居している配偶者及び6親等内の血族又は3親等内の姻族)または取次者(別世帯の親族等)が申請時に来庁した場合は、交付時の本人出頭義務を免除し、郵送(本人限定受取郵便、簡易書留等)による交付を可能とすること。	【現状】 特別永住者証明書の申請受付及び交付事務は、法定受託事務として市町が実施している。特別永住者証明書の有効期間は7年間であり、特別永住者は7年毎に特別永住者証明書を更新申請しなければならず、申請時と交付(受領)時の2回の出頭義務が課せられている。 【支障】 更新申請時と交付(受領)時の2回ともに、本人または代理人もしくは取次者が市役所窓口に来庁しなければならず、申請者の負担はもとより窓口の事務負担にもなっている。一方、マイナンバーカードの場合、申請時もしくは受領時のいずれか1回の来庁で手続きが完了し、交付手続きの簡素化が図られている。本人以外の者が手続きできる要件が限られているため、更新申請を行う義務を履行することが困難になっている特別永住者が存在する。例えば本人または代理義務者が就労している場合でも、「疾病その他の事由により自ら届出等を行うことができない場合」に該当しないため、別居の親族等が取次者となって手続きを行うことは認められない。そうした場合、更新申請時ほとんどなく、受領のために再度来庁を求めることについて、合理的な説明に苦慮しており、窓口でのトラブルが絶えない。また、高齢で移動に制約がある場合でも、「疾病その他の事由」に該当しなければ原則として本人が2回出頭する義務があり、クレームが多く発生している。さらに、取次ぎが認められる場合でも、親族が遠隔地にしかおられない場合もあり、申請時はまだしも、交付(受領)のために再度来所を求めることは、時間的・金銭的な負担が大きく、更新手続きを円滑に進めるうえで大きな支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【総務省】</p> <p>(9) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120) (i) 以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)に追加する。</p> <p>③署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書の提供(同条7項)並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法9条1項)の受付</p> <p>④利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の提供(同条7項)並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付</p>	—	<p>地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行、更新の受付等について、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることが可能となった(日本郵便株式会社との協議及び当該地方公共団体の議会の議決が必要)。</p>	—	—	総務省自治行政局住民制度課
—	—	—	—	—	—
<p>5【農林水産省】</p> <p>(18) 多面的機能支払交付金 多面的機能支払交付金については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、地域の農業者等が作成し地方公共団体が集計する報告書の様式の変更を必要最小限とするとともに、活動記録又は金銭出納簿の項目と同等と認められる情報が記載された資料があることを確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能である旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>活動記録等の項目と同等の情報が記載された資料を確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能な旨を通知した。</p>	<p>【農林水産省】多面的機能支払交付金実施要領における様式の項目省略について(令和2年12月24日付け農林水産省農村振興局整備部農地資源課多面的機能支払推進室長事務連絡)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_238	農林水産省農村振興局農地資源課
<p>5【法務省】</p> <p>(5) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平3法71) 以下に掲げる特別永住者証明書の交付については、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、本人の受領が確保される場合に限り、郵送によることを可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居地以外の記載事項の変更の届出に係る交付(11条2項) ・有効期間の更新の申請に係る交付(12条3項) ・紛失等による申請に係る交付(13条2項) ・汚損等による申請に係る交付(14条4項) 	—	<p>特別永住者証明書の有効期間更新申請等に関し、特別永住者又は16歳未満の特別永住者等に代わって申請等を行わなければならない者が、特別永住者証明書を受領するために出頭することに著しい支障があって、出入国在留管理庁長官が相当と認めるときについては、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、省令を改正し、本人限定受取郵便により特別永住者証明書を受領することを可能とした。</p>	<p>【法務省】日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令(令和3年法務省令第9号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_239	出入国在留管理庁在留管理支援部 在留管理課在留管理業務室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	240	08.消防・防災・安全	都道府県	兵庫県	財務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1 大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針	災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築	ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。 机上査定の手法として、Web査定の方法を構築すること。	<p>【現状】</p> <p>災害復旧事業費を決定する災害査定は原則として実地で行うが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合に限り、被災箇所を写真や設計書等の資料で確認する机上査定を実施することができる。激甚災害に指定された場合は災害査定の事務手続きを迅速にするため、机上査定限度額の引き上げや査定設計図書の簡素化措置などが実施される。</p> <p>災害査定(実地、机上査定)は、被災自治体において行われている。</p> <p>平成30年7月豪雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害では机上査定限度額が2,500万円以下(都市局所管災害は2,400万円以下)に引き上げられ、被災箇所975件中821件(84%)が机上査定の対象となった。</p> <p>一方、本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。</p> <p>【支障】</p> <p>実地査定は、災害が頻発する中、1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体の準備が負担となっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言等が発令されている場合には、東京等から被災自治体への移動が制限され、災害査定の早急な実施が困難となり、災害復旧事業が遅れる恐れがある。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【財務省(2)】【農林水産省(3)】【国土交通省(2)】 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) (i)災害査定(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法7条及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令3条)については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当分の間、WEB会議方式等による実施が可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年9月28日付け国土交通省都市局都市安全課、港湾局海岸・防災課、水管理・国土保全局防災課事務連絡、令和2年10月6日付け農林水産省農村振興局整備部防災課、林野庁森林整備部治山課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課事務連絡)] (ii)机上査定(公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭32建設省)12、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領(昭40農林省)10等)の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、WEB会議方式等による机上査定の実施状況や無人航空機による測量技術の進展等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【財務省(2)】【農林水産省(2)】【国土交通省(5)】 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) 机上査定(公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭32建設省)12、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領(昭40農林省)10等)の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、以下の措置を講ずる。 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける施設においては、机上査定の限度額を200万円未満(林道においては300万円未満)から500万円未満に引き上げる。 [措置済み(令和4年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知、令和4年4月1日付け林野庁長官通知、令和4年4月1日付け水産庁長官通知、令和4年4月12日付け農林水産事務次官通知)] ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける施設においては、机上査定の限度額を300万円未満から1000万円未満に引き上げる。 [措置済み(令和4年3月31日付け国土交通省港湾局長通知、令和4年4月1日付け農林水産事務次官通知、令和4年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知、令和4年4月1日付け林野庁長官通知、令和4年4月1日付け国土交通省都市局長通知、令和4年4月1日付け国土交通省水管理・国土保全局長通知)] ・机上査定の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施しているWEB会議方式による机上査定を平常時においても選択できるようにするとともに、災害査定において無人航空機等のデジタル技術を積極的に活用することを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年4月28日付け農林水産省農村振興局防災課災害対策室長事務連絡、令和4年4月28日付け林野庁森林整備部整備課課長補佐事務連絡、令和4年4月28日付け林野庁森林整備部治山課課長補佐事務連絡、令和4年4月28日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室課長補佐事務連絡、令和4年4月28日付け農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室長事務連絡、令和4年4月28日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災調整官、港湾局海岸・防災課総括災害査定官、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官事務連絡)] (関係府省:農林水産省及び国土交通省)</p>	<p>(i)新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当分の間、WEB会議方式等による実施が可能であることを通知した。 (ii)机上査定の拡大について、災害復旧の迅速化に資するよう、農林水産省及び国土交通省の各担当部局が定める机上査定の限度額を、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける施設においては200万円未満(林道においては300万円未満)から500万円未満に、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける施設においては300万円未満から1000万円未満に拡大した。また、机上査定の実施に当たって、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から行ってきたWEB会議方式による机上査定を平常時においても選択可能とするとともに、無人航空機を活用した画像や三次元データ等のデジタル技術の積極的な活用を行うよう地方公共団体へ通知した。</p>	<p><R2対応方針(i)> 【農林水産省】「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害査定について」(令和2年10月6日付け農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡) 【農林水産省】「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害査定について」(令和2年10月6日付け農林水産省林野庁森林整備部治山課課長補佐(災害対策班担当)事務連絡) 【農林水産省】「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害査定について」(令和2年10月6日付け農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室課長補佐(災害対策班担当)事務連絡) 【国土交通省】「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害査定について」(令和2年9月28日付け国土交通省都市局都市安全課都市安全対策官、港湾局海岸・防災課総括災害査定官、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官事務連絡) <R4対応方針(ii)> 【国土交通省】「公共土木施設(公園)災害復旧事業査定方針」の改正について(通知)(令和4年4月1日付け国土交通省都市局長通知) 【国土交通省】「港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領」の一部改正について(令和4年3月31日付け国土交通省港湾局長通知) 【国土交通省】公共土木施設災害復旧事業査定方針の一部改正について(通知)(令和4年4月1日付け国土交通省水管理・国土保全局長通知) 【農林水産省】農地農業用施設災害復旧事業査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付け農村振興局長通知) 【農林水産省】海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付け農村振興局長通知) 【農林水産省】林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領」等の一部改正について(令和4年4月1日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】漁業用施設災害復旧事業査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付け水産庁長官通知) 【農林水産省】漁港関係公共土木施設災害復旧事業査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付け農林水産事務次官通知) 【農林水産省】農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱の一部改正について(令和4年4月12日付け農林水産事務次官通知) 【国土交通省】机上査定の効率的な実施について(令和4年4月28日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災調整官、港湾局海岸・防災課総括災害査定官、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官事務連絡) 【農林水産省】机上査定の効率的な実施について(令和4年4月28日付け農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡) 【農林水産省】机上査定の効率的な実施について(令和4年4月28日付け林野庁森林整備部整備課課長補佐(災害対策班担当)事務連絡) 【農林水産省】机上査定の効率的な実施について(令和4年4月28日付け林野庁森林整備部治山課課長補佐(災害対策班担当)事務連絡) 【農林水産省】机上査定の効率的な実施について(令和4年4月28日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室課長補佐(災害対策班担当)事務連絡)(政令市あて) 【農林水産省】机上査定の効率的な実施について(令和4年4月28日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室課長補佐(災害対策班担当)事務連絡)(都道府県あて)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbossv/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_240</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部防災課 林野庁森林整備部治山課・整備課 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 国土交通省都市局都市安全課、水管理・国土保全局防災課、港湾局海岸・防災課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	241	04_雇用・労働	中核市	寝屋川市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第58条第3項	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用	企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」や「1年単位の変形労働時間制」の適用が除外されているが、働き方改革の一環として、教職員については令和2年度から「1年単位の変形労働時間制」が適用される。 また、国の働き方改革の取組の一環として、平成31年4月から「フレックスタイム制」の清算期間が1か月から3か月に延長された。 これらの法改正の趣旨を踏まえ、地方公務員に関しても、条例で定めることなどにより1か月を超え1年以内の期間で勤務時間を割り振ることができるよう地方公務員法等を整備していただきたい。	現行の法律によると、企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」(第32条の3)、「1年単位の変形労働時間制」(第32条の4)の規定が適用除外とされている(地方公務員法第58条第3項本文)ため、「1か月単位の変形労働時間制」(労働基準法第32条の2)によるフレックスタイム制は運用できない。 このような制度の下では、1か月単位での業務の繁閑には対応できても、複数月にわたる業務の繁閑には対応できず、業務繁忙時期等による時間外勤務の平準化の効果が限定的である。 【支障事例】 当市では、「1か月単位の変形労働時間制」によるフレックスタイム制を導入し、1か月の期間で日々の業務の繁閑を調整しているが、複数月にわたり業務の繁閑がある場合、どうしても時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分できていない。 内部管理業務においては、出納整理事務や条例等の例規審査事務などがあるが、期間ごとの繁閑の差が著しく、1人あたりの時間外勤務時間でみると1か月に約30～55時間の差が生じ、効率的な行財政運営の支障になっている。 【現行制度による対応】 機構改革による業務配分の見直し、人事異動による人員配置の見直しを行ってはいるが、限られた人的財源を効果的に活用する観点から、繁忙期の業務量を基本として人員配置することはできない。 【解消策】 地方公務員の勤務時間について、3か月単位で清算できれば、より一層の業務量の平準化が見込まれ、時間外勤務の縮減及び効率的な働き方につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	242	03_医療・福祉	都道府県	香川県、徳島県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者等に対する医療に関する法律第5条第2項、難病の患者等に対する医療に関する法律施行令第1条	指定難病の医療受給者証の負担上限月額決定方法の見直し	指定難病の医療受給者証について、負担上限月額の認定方法を、市町村民税(所得割)から保険者の所得区分に応じて認定する方法に改めること。	負担上限月額の階層区分の認定方法と健康保険の高額療養費の適用区分の認定方法は異なるものの、ともに所得水準に応じた区分であり、高い相関関係が見られる。各保険者に申請者の高額療養費の適用区分を照会しているにもかかわらず、医療受給者証に記載するのみで事務に活用されていない。 指定難病の負担上限月額は、6月に確定する住民税課税額に基づいて毎年見直す、高額療養費の適用区分も前年の所得によって見直しているため、二つの事務が重なる夏は、超過勤務が生じている。 難病患者は大抵、世帯に1人しかいないにもかかわらず、申請時に世帯員全員の住民税課税証明書を提出させており、申請者にとって大きな負担である。 現在、事務効率化のためマイナンバーを利用した情報連携を進めているため、申請に際してマイナンバーを取得する必要があるが、難病患者だけでなく支給認定基準世帯員全員のマイナンバーを取得・管理することは、職員の負担となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	243	09_土木・建築	都道府県	香川県、高知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法77条第1項、道路施設現況調査、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査	道路法第77条第1項に基づく道路に関する調査の運用改善	道路法第77条第1項に基づき実施する「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、都道府県が行う調査書の作成等(市町村及び地方道路公社等が管理する道路に係る調査の取りまとめを含む。)の事務の負担軽減に資するよう、これらの調査の一括による実施又は各調査提出様式の統合若しくは重複している事項の回答の省略を可能とすること等、調査事務の運用改善を図る措置を求める。	【現状の概要】 都道府県は、道路法第77条第1項に基づき、「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、国土交通大臣からの依頼を受けて調査書の作成・提出を行っている。調査書の作成に当たっては、都道府県が自ら管理する道路だけでなく、区域内の市町村(政令指定都市を除く。以下同じ。)及び地方道路公社等が管理する道路についても併せて取りまとめた上で、国土交通省へ提出する必要がある。これら調査について、令和元年度は以下の通り実施されたところである。 (道路施設現況調査) 調査対象とする時点: 令和元年3月31日 / 実施期間: 令和元年9月18日から令和2年2月28日 (道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査) 調査対象とする時点: 令和2年3月末 / 実施期間: 令和2年3月2日から令和2年5月29日 【支障事例】 現状、調査ごとに都道府県において調査書の作成等を行う必要があるが、特に市町村等からの取りまとめに当たっては、県に対して提出されたデータの確認を行い、全ての市町村の回答が出揃ってから、県独自の回答データと統合し、国土交通省へ提出する必要がある。これらは単純な事務作業であるが、県単体の分の調査の投入と市町村分の取りまとめを合わせると、約1～2週間程度の処理日数を要しており、調査ごとに負担が生じている。 また、それぞれの調査について、一部の調査項目の内容が重複しており、一方の調査で報告すれば足りるものについて、重ねて報告を求められている(例:後者の調査項目のうち、「路線」、「行政区域」、「区間距離」、「一般道・専ら区分」等)。これらの項目について、当県の場合、対象となる路線が、県道について約200路線入力が必要であり、市町村道等についても提出された約17,000路線の確認を行う必要がある。加えて、それぞれで入力する内容は一緒であっても、一方は道路管理者の名称で、他方ではその団体コードで回答する必要がある等、単純な転記等で処理しづらい重複事項もあり、作業が複雑になっている。なお、都道府県に対し調査書の提出を行う市町村においても、類似の事務負担が生じているものと推察される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	244	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	厚生事務次官通知(昭和27年)、厚生労働省社会・援護局長名の協力依頼	日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ	日本赤十字社の活動資金に関する業務について、自治体が適正に従事できるよう地方自治法施行規則第12条の5に歳入歳出外現金として自治体で保管できる旨の規定を明記もしくは日本赤十字社法において自治体の業務としての位置づけ(公金化)を明記すること。	日本赤十字社の活動を支えるため、自治体が日本赤十字社の都道府県支部からの委嘱を受け、地域住民から活動資金を募集及び受領している。また、地域の日赤活動(活動資金の募集、救護資機材の管理)を実施するため、集めた活動資金に応じた交付金申請及び執行管理を行っている。(厚生事務次官通知(昭和27年)と厚生労働省社会・援護局長名の協力依頼(毎年2月)に基づき行われている) これらの活動資金及び交付金に関する業務について、法律上の位置づけがなく、自治体ごとに公金外現金として取り扱い、それに携わる人件費等についても自治体が負担している状況である。 公金外現金の取り扱いについては、公金に準ずるものとして各自自治体で要綱を作成の上、厳格に取り扱ってはいるが、現金事故が発生した場合、本来的には自治体には責任はなく、その責任の所在が不明確な状態となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【総務省】 (3) 地方公務員法(昭25法261) 地方公務員に対する1年単位の变形労働時間制(労働基準法(昭22法49)32条の4)の適用については、地方公務員の勤務実態や公務運営における課題、支障等を把握し、業務体制の改善に関する他の施策とも比較しつつ制度の在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (36) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【国土交通省】 (8) 道路法(昭27法180) 道路施設現況調査(77条1項)については、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査(同項)における回答のうち活用可能なものを、あらかじめ国において回答様式に転記した上で、都道府県等に対して照会する仕組みを構築する。 [措置済み(令和2年9月23日付け国土交通大臣通知)]</p>	—	<p>「道路施設現況調査」について、それ以前に実施した「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」における回答のうち活用可能なものを、あらかじめ国において回答様式に転記した上で、都道府県等に対して照会する仕組みを構築し、令和2年度から運用を開始した。</p>	<p>【国土交通省】令和2年度道路施設現況調査の実施について(依頼) (令和2年9月23日付け国土交通大臣通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_243</p>	国土交通省道路局企画課
<p>5【総務省(5)】【厚生労働省(19)】 日本赤十字社法(昭27法305) 日本赤十字社に対する寄附金などの現金の取扱いについては、実態調査等を行った上で、地方公共団体が当該現金を取り扱う根拠を法制的な面から検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	245	11_その他	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政不服審査法第51条	情報公開等に係る処分における審査請求に対する認容裁決を行う場合の裁決書の取扱	情報公開等に係る処分について、被処分者以外の第三者からされた審査請求に対して認容裁決をする場合、審査請求人の氏名等が知られない形で被処分者に対する裁決書の謄本の送付が可能である旨明確化する。	情報公開・個人情報に関する処分となる「情報」は、一般的な行政処分とは異なり、一旦、情報に記録されている者の意に沿わない形で公表されてしまうと、その損害回復が非常に困難なものとなる。また、一般的に情報公開については、何人に対しても情報公開請求権を保障している一方で、公開請求者以外の第三者の権利保護のため、当該公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者に対して公開についての意見を聴いた上で、公開・非公開の決定がなされている。しかし、公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者より公開を希望しない意見を付したにもかかわらず、処分庁が公開決定をし、その公開決定に対して執行停止の申立てと審査請求がなされた場合、被処分者(公開請求者)以外からの審査請求に対し認容裁決をする場合には被処分者となる公開請求者に対しても、裁決書の謄本を送付しなければならない。審査請求が第三者に自らの情報が記録されていること自体知られることを望まないという趣旨であったとき、裁決により情報公開がなされなかった場合にも、審査請求人の氏名・名称が必要的記載事項とされる裁決書の謄本が公開請求者に送付されることにより、結果的に審査請求人の情報が公開請求の対象となった情報に記録されていることを知られてしまうこととなり、そもそもの審査請求の趣旨が損なわれてしまう。行政不服審査法においては、このような審理関係人(被処分者(公開請求者)、審査請求人)間で匿名性を要するケースについて対応が明らかでないため、その明確化を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	246	11_その他	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政不服審査法第9条第3項、第28条～第42条	情報公開等に係る処分における条例と重複する審理手続の適用除外等	情報公開等に係る処分について、次のとおり行政不服審査法の特例を創設する。各地方公共団体の条例において、行政不服審査法と同様の審理手続を情報公開審査会等の附属機関が行わなければならない旨を定めた場合において、重複する審理手続についての行政不服審査法の規定を適用除外とする。または審理員を指名しない場合において「審査庁」と読み替えて適用する規定に代えて、情報公開審査会等の実質的審理を行う「附属機関」に読み替えて適用する規定を置く。	本来、「情報」は時間の経過とともにその性質・価値が大きく変わることも想定されるため、迅速な審理手続が行われることが望ましいが、現状、各地方公共団体の条例と行政不服審査法の二重の手続を経る必要があり、迅速性が失われており、同様の手続を二重に行う状態となっている。具体的に当市においては、情報公開条例に基づく手続について行政不服審査法とほぼ同様の手続を行う旨を定めることで情報公開審査会に実質的審理を委ねているにもかかわらず、行政不服審査法に審査庁が行う旨義務付けられていることにより、類似・重複した審理手続を行わなければならない。(国の情報公開・個人情報保護事務においては、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により審査庁における審査手続を省略して、情報公開審査会に諮問することとなっている。)	—
R2	247	11_その他	指定都市	神戸市	法務省	B 地方に対する規制緩和	登録免許税法第10条、第25条、第26条、附則第7条、登録免許税法施行令附則3、不動産登記規則第189条、第190条、地方税法第422条の3	不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際、電子での評価額情報を利用	不動産移転登記等に係る登録免許税を算定する際は、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局へ通知している電子での評価額情報を利用して、法務局が算定すること。	不動産の移転登記等を行う際に申請者が登録免許税を算定して申告し、法務局が記載内容を確認する必要があるが、申請者は市町村が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書により算定することとなっている。これにより当市においては不動産移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約5万6千件あり、市町村においては窓口対応に多大な労力がかかっていると、住民にとっても市町村窓口へ来所する手間が生じている。なお、固定資産税台帳登録事項証明書の記載事項は、地方税法第422条の3の規定により法務局へ通知することとなり、法務局でその情報を確認することが可能。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	248	11_その他	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第415条、第416条	土地・家屋価格等縦覧帳簿のインターネットによる縦覧可能化及び掲載項目の制限	土地・家屋価格等縦覧帳簿のインターネットによる縦覧をできるようにすること。また、インターネットによる縦覧が可能となった場合は、現状よりも二次利用の恐れが高まるため、併せて掲載項目の制限を求める。	納税者が縦覧するためには、定められた期間内(通常4月中)に縦覧会場に赴かなければならず、納税者にとって不便な制度となっている。また、現行の縦覧制度では、所在地番や家屋番号まで表示することとなっているため、インターネットでの縦覧が可能になると、容易に所有者及び評価情報が特定され得るため、本来の趣旨にとどまらず、商業目的等、二次利用される危険性がある。 【縦覧制度】 納税者が所有する資産にかかる評価額が適正かどうか、行政区内の他の所有者の資産と比較できる制度。 土地:所在地番、地目、地積、価格 家屋:所在地番、家屋番号、構造、種類、床面積、価格 が記された帳簿を閲覧する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	249	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民年金法第12条1項、第4項、国民年金法施行令第1条の2	国民年金関係の申請・届出のインターネット手続化	事業主が年金事務所に対し、第2号被保険者や第3号被保険者の電子申請ができることと同様に、法定受託事務とされている国民年金関係の申請・届出を、市町村の窓口及び郵送による手続と併用して、インターネットでもできるようにする。	加入者にとって、国民年金事務は「手続き内容(加入・免除・納付)」や「加入種別(第1号、第3号)」によって、手続先が市町村と年金事務所に分かれるなど、極めて分かりづらい状況。市町村が担当する第1号被保険者は、国民年金関係の申請・届出のたびに市町村窓口に来所する必要があり、負担となっている。市町村にとっても事務負担が生じており、市民・窓口ともに負担軽減を図る必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【総務省】 (13)行政不服審査法(平26法68) 行政不服審査の不服申立ての手續において、第三者である審査請求人が処分の相手方から自らの氏名等を知られることにより重大な権利利益の侵害が発生するおそれがあるなど、やむを得ない事情がある場合の手續の在り方については、処分の相手方が第三者である審査請求人の氏名等を知ることができない取扱いとする方向で、有識者の意見も踏まえた検討を行い、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 行政不服審査の不服申立ての手續については、情報公開の開示決定等の処分に対し、第三者が審査請求を行った場合など、一定の情報を不開示とすることができる制度の趣旨が没却されると考えられる場合には、氏名等の個人が特定される情報を知ることができない形で裁決書を作成することが可能である旨を、ガイドラインの配布により周知する。	令和3年5月28日から「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げ、令和4年1月に最終報告が取りまとめられた。検討会における最終報告では、情報公開の開示決定等の処分に対して、第三者が審査請求を行った場合など、一定の情報を不開示とすることができる制度の趣旨が没却されてしまうような場合には、運用において氏名等が分からないような形で裁決書を作成することは、法令改正によらずとも当然に可能であると考えられると示された。 検討会の最終報告を踏まえ、令和4年6月28日、上述の考え方を記載したガイドラインを整備・配布した。	—	—	総務省行政管理局調査法制課
—	—	—	—	—	—
5【法務省】 (2)地方税法(昭25法226)、登録免許税法(昭42法35)及び不動産登記法(平16法123) 不動産の登記申請に係る登録免許税の額等を計算するための書類については、申請者及び市町村の負担軽減を図る観点から、固定資産税の納税者に交付される固定資産課税明細書(地方税法364条3項)の利用を促す旨を関係団体等に通知するとともに、ホームページ等で周知する。 [措置済み(令和2年12月8日付け法務省民事局民事第二課事務連絡)] また、市町村長から登記所への通知(地方税法422条の3)がオンラインで行われる場合における登記官による登録免許税の額等の調査(登録免許税法26条1項)については、当該通知のオンラインによる全国的な実施状況等を踏まえつつ、当該通知により得た固定資産評価額の電子データにより行う仕組みの構築等必要な措置を講ずる。	—	不動産登記の申請に当たり、申請人が保有する固定資産課税明細書により固定資産課税台帳に登録された不動産の価格を確認することができる場合には、市町村が発行する固定資産評価証明書ではなく当該明細書を利用するよう、日本司法書士会連合会に協力を依頼した。 また、法務局ホームページにおける案内についても、令和2年12月8日に同旨の内容に更新した。 なお、市町村長から登記所への通知がオンラインで行われる場合における登記官による登録免許税の額等の調査について、当該通知により得た固定資産評価額の電子データにより行う仕組みの構築等は、当該通知のオンラインによる全国的な実施状況等を踏まえつつ、検討している。	【法務省】不動産登記の申請における固定資産課税明細書の活用について(令和2年12月8日付け法務省民事局民事第二課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2.247	法務省民事局民事第二課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (21)国民年金法(昭34法141) 国民年金第一号被保険者に係る申請及び届出については、オンライン化に向けて検討を行い、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (34)国民年金法(昭34法141) (ii)国民年金第一号被保険者に係る申請及び届出については、以下の措置を講ずる。 ・国民年金保険料免除の申請、国民年金保険料納付猶予の申請及び学生納付特例の申請並びに資格取得の届出及び種別変更の届出については、申請者がマイナポータルにより行うことができる仕組みを構築し、令和4年度上期に運用を開始する。 ・付加保険料の納付の届出等については、申請者がオンラインにより行うことができる仕組みを構築し、令和7年中に運用を開始する。	国民年金保険料免除・納付猶予・国民年金保険料学生納付特例の申請及び国民年金第一号被保険者資格取得届等については、令和4年5月11日よりオンラインによる運用を開始した。 なお、付加保険料の納付の届出等については、令和7年中に運用開始予定。	【厚生労働省】国民年金第一号被保険者に係る申請、届出等手續の電子化について(令和4年5月2日付け厚生労働省年金局事業管理課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2.249	厚生労働省年金局事業管理課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	250	05_教育・文化	一般市	三田市	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・教育基本法 ・特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱	要保護児童生徒援助費補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化	・要保護児童生徒援助費補助金(文部科学省)の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化 ・本補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者のうち、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の基準にかかる判断手法を明確にすること。	【現行制度の概要】 ・本補助金は、市町村が経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒(要保護児童生徒)の保護者に対して必要な援助(就学援助)を与えた場合、費用の一部を補助するものである。「現に生活保護を受けている世帯(被保護世帯)」の他、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」を対象とすることができる。 【支障事例】 ・昨年、子どもの貧困問題や生活困窮者自立支援への対応について社会的ニーズが高まっている。国庫補助金を活用して、より一層積極的な支援を行っていきたいと考え、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」にかかる適用条件について、文部科学省に見解を求めたところ、以下の内容でご教示いただいた。 対象となる世帯は、「不動産を所有している者については、不動産等の資産を処分したとしても生活保護の基準を満たしている者」、もしくは「不動産等の資産を所有していない者であることの確認ができていない者」である必要がある。 実際に、この基準に基づき判断するにあたり、不動産を所有していないことや、処分したとする場合の判断手法等について、疑義が生じる点もあるため、具体的に示していただきたい。 経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者への支援を行うことで、子どもの教育環境を保障する当該補助事業の趣旨を鑑みると、判断手法等についても、保護者へ過度な負担を求めることなく、また事務の簡便さも一定必要であると考え。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	251	03_医療・福祉	一般市	由布市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	児童手当法第8条	児童手当等における認定、支給及び支払い方法の遡及	児童手当や特例給付(以下、児童手当等)において、認定請求の時期にかかわらず、事実発生日の翌月から支給対象とするなど、不支給期間が発生しないよう遡及方法について見直しを求める。	児童手当等は、児童手当法第8条第2項の定めにより、認定の請求をした日の属する月の翌月から支給されている。市町村の開庁時間外に出生届を提出された際に十分な制度周知がなされず、認定請求が遅れたことにより、不支給期間が発生した。 〈事例2〉 公務員の児童手当等は、児童手当法第17条の定めにより、各所属長の認定を受けることとなっている。公務員になり一般受給資格者としての受給事由が消滅したとき、又は、公務員でなくなり一般受給資格者として、認定請求する時には手続きを要するが、住所地の市町村長に対する手続きを失念する事例が後を絶たない。市町村においても出生・死亡・転居の場合と異なり、手続きの周知・説明が困難な場合が多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html
R2	252	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱	「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金」の対象事業の自由度の拡大	「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金」は、該当する7種の事業について要綱で定める対象経費の3分の1を国が補助するものであるが、全国自治体の申請額の総額が国の予算額を上回った場合には、国による査定が行われ、予算額の範囲内で各自治体への配当額が決定されている。査定に際しては、当市では実施計画中の学校運営協議会や地域学校協働本部の設置実績が加味されており、配当割合が年々減少している状況である。このような国の方針を間接的に強要されるような状況下では、各自治体は地域の特性や自由意思に基づいた事業展開ができないため、当補助金についての傾斜配当の是正を求める。 また、コミュニティ・スクールだけではなく、学校評議員等の学校・地域の連携構築に資する取組を査定の上で加味してほしい。	学校運営協議会の設置以外の方法で、学校と地域の連携を図っている自治体が査定の上で不利になり、十分な補助を受けられず、事業の実施に支障をきたす問題がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka_vosan.html
R2	253	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	へき地児童生徒援助費補助金交付要綱	学校統廃合に伴うへき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費(スクールバス委託料)の補助期間の延長等	現在、学校統廃合に伴うスクールバスの運行に係る国庫補助金については、補助期間が5年となっており、その後は地方交付税で措置されるため、補助期間を延長していただきたい。 また、学校統廃合は、地区毎にまとまって行われることになるため、補助対象者を現行の通学距離4キロ以上に限るのではなく、スクールバスを利用する地区全体の児童を対象としていただきたい。	学校統廃合から5年間が経過し、国庫補助がなくなることで、地方自治体の財政負担が大きくなる。その結果、スクールバスの台数や1日の発着回数削減、児童生徒の下校時刻に合わせた運行の見直しなどの検討が必要となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka_vosan.html
R2	254	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条	日本スポーツ振興センター災害共済給金支給事務の自治体からセンターへの委譲	現在、災害共済給金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を經由して、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡しする際、各個人ごとに現金化し、受取り日を約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。	日本スポーツ振興センター(以下、JSC)が決定する給付金を市の口座に受け入れ、学校毎の給付額を送金する際に送金漏れが数回起きている。 学校では、給付金を各保護者ごとに振分け、「給付金決定通知書」や領収書等を用意し、保護者に連絡したうえで受け渡しを行うが、送金漏れによる保護者手渡しが出来なかった事が起きている。 当市では、保護者への直接送金仕様に変更予定だが、誤送金などのリスクが伴う。 当市が行った政令市調査では保護者への支給方法はさまざまで、一部の市では給付金から振込手数料を差し引いて口座振込とするなど、市の対応に差が出ている。 昨年度、JSCの九州ブロック会議時に、JSCが保護者に直接給付するよう、複数の県市が要望し、JSCから「今後のシステム改修における検討材料を集約している」との回答を得ている。	—
R2	255	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	GIGAスクール構想の実現	学校における1人1台の端末を活用した教育の確実な実現に向け、自治体の多様な導入方法を勘案した仕組みとなるよう「公立学校情報機器整備費補助金」のうち、「公立学校情報機器購入事業」及び「公立学校情報機器リース事業」について、Wi-Fi端末とLTE端末の選択が可能となるよう補助額を設定してほしい。	当市が導入しているLTE方式のタブレット端末は、Wi-Fi方式の場合に必要なネットワーク整備費が不要である一方、端末にモデムを搭載するため約1.7万円増加し、通信費も必要となる。 現在のGIGAスクール構想の実現における端末の補助額(4.5万円)はWi-Fiを想定したものであるため、LTE端末の導入には十分ではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【文部科学省(12)】【厚生労働省(40)】 要保護児童生徒援助費補助金 要保護児童生徒援助費補助金については、補助対象見込額の算定のため地方公共団体が提出する事業計画書の記載方法が明確となるよう、令和3年度事業から事業計画書の様式を見直す。	-	要保護児童生徒援助費補助金の交付申請に先立って、補助対象見込額の算定のため地方公共団体が提出することになっている「事業計画書(第2表)」の「C欄(現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯)」には、生活保護を申請中であるものの、生活保護受給が決定していない世帯の児童生徒について記入することを明記するなど事業計画様式を見直した。その見直し後の様式を令和3年5月13日に発出した。	【文部科学省】令和3年度要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)に係る事業計画書等の提出について(依頼)(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム事務連絡)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbossv/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_250	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課 厚生労働省社会・援護局保護課
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	256	03_医療・福祉	指定都市	熊本市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法等、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」(令和元年9月13日)第3の1の(3)、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ	幼児教育・保育の無償化に係る月割りの取扱いを可能とすること	幼児教育・保育の無償化に伴う認定において、月割りの取扱いを可能とする。	現行では、幼児教育・保育の無償化に係るFAQ4-11において、「施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません」とされ、遡及認定はできないと規定されている。また、FAQ7-16においては、「認定区間に空白が生じることにより利用者の不利益につながらないように、両市町村と在籍圏の緊密な連携によりすみやかな認定手続きをお願いします」ともされている。しかし、保護者の申請するタイミングによっては、認定期間に空白が生じることがある。例えば、児童の転園を伴わない転入の場合、申請手続きが転入日より後になり認定期間に空白ができ、保護者が実費で保育料を負担することになるといった事例が多い月で20件程度発生している。そのため、教育保育給付認定のFAQ-419のとおり「当該市町村間で調整が済んだ場合には、月割りの取扱い」とすることはできないか。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	257	03_医療・福祉	指定都市	熊本市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園が行う施設整備事業に対する交付金の一本化等	幼保連携型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化による協議の統一及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。	幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	258	03_医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法施行令第24条、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(令和元年7月1日)、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き(令和元年7月版Ver.13)、就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ(令和元年8月29日発出版)	児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化	「就学前の障害児の発達支援の無償化」が実施されたことに伴い、無償化対象児童については、障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定及び受給者証への記載を不要とする。	現行では、事務処理要領(令和元年7月1日)において、「無償化対象児童の場合、無償化後の負担上限月額を記載するのではなく、所得区分に応じた負担上限月額を記載したうえで、特記事項欄に無償化対象児童であることを記載する」とされている。また令和元年8月29日発出版の無償化に関するFAQNo.21により、無償化対象児童についても多子軽減対象者は記載が必要とされている。しかし、無償化対象児童については、無償化対象期間中に利用者負担が発生しないことが明らかであり、「所得区分に応じた負担上限月額」や「多子軽減」を認定する必要はない。特に、「多子軽減」の認定については、在園証明などを求めることとなり利用者の手間となっている。FAQNo.18では「支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースがあることから、従前どおり収入認定を行っていただく必要があります」とあるが、小学校入学の前年度まで無償化が続き、就学猶予の対象となった児童についても、小学校就学の始期に達するまでの間は無償化の対象となるため、児童発達支援等の支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースは想定されないかと思われる。簡素化した場合の各方面への影響については、①国保連の業務への影響については、受給者台帳の登録情報に不整合がなければ問題ないかと思われるので、負担上限月額の認定時に負担上限月額と所得区分が不整合にならないように登録を行うことで影響は出ないかと思われる。②障害児通所支援事業者の業務への影響については、「所得区分に応じた負担上限月額」の認定や「多子軽減」の認定の有無にかかわらず、無償化対象児童としての請求をすることになるため、影響は特に生じないと思われる。③保護者への影響については、「多子軽減」の認定にあたっては、在園証明等を求めることもあるため、簡素化によりそれが不要になる。特にデメリットは生じないかと思われる。④自治体業務への影響については、①に記載のとおり、負担上限月額を0円で認定する際には所得区分との整合が取れていなければならないため、その点に気をつける必要があるが、「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務が簡素化されれば、事務負担の軽減は大きいと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html
R2	259	03_医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)	重心児には該当しない医療の必要な児童における医療的ケアの報酬の見直し	重心児には該当しない医療的ケア児の受入れを促進するため、医療型短期入所の基本報酬に係る対象要件拡大、及び障害児通所支援事業所が医療的ケア児の支援を評価した加算を算定できる仕組みとしてほしい。	重症心身障害児(以下、「重心児」という。)を対象とする事業所において、重心児を受入れた場合の基本報酬は、重心児以外を受入れた場合の2倍以上である。重心児に該当しないが医療的ケアが必要な児童は、支援において配慮が必要にも関わらず、重心児以外の基本報酬を算定することになるため、特に児童発達支援や短期入所支援において、医療的ケア児に係る受入れの妨げとなっている。 ・重心児以外の児童発達支援事業所と重心児を対象とする児童発達支援事業所の基本報酬単位:重心児以外→利用定員が10人以下の場合830単位 重心児→利用定員が5人の場合2,096単位、利用定員が10人の場合1,068単位 ・福祉型短期入所と医療型短期入所の基本報酬単位:福祉型(福祉型強化短期入所サービス費)→区分3の場合968単位、区分2の場合803単位、区分1の場合699単位 医療型(医療型短期入所サービス費)→2,907単位 ※医療型短期入所の基本報酬に係る対象要件:重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児) 具体的な支障例 ・視覚障害(全盲)、療育手帳A1 医療的ケアが必要で、てんかん持ちの児童について、常に職員の付き添いが必要であるうえ、看護師がいる事業所でなければ受入れられないが、重心児には該当しないため、当該児童は利用することができなかった。 上記のように、重心児には該当しない医療的ケア児が重心児を対象とする事業所を利用できにくい状況が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府(9)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(34)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条10項1号から3号の施設に限る。)を変更せずに月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年10月30日版】)]	—	子育てのための施設等利用給付について、一定の条件の下、月割りによる給付が可能である旨等を地方公共団体に通知した。	【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】 ・転出入時における事務手続の円滑化に向けた住民基本台帳担当部局との連携の強化について(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) ・幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年10月30日版】	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_256	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)] また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【内閣府(7)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(10)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、実績報告書に関する様式の一部の共通化を図るとともに、入力事務を効率化するための必要な措置を講ずる。 [措置済み(令和3年7月6日付け厚生労働事務次官通知)]	認定こども園に係る施設整備の事務手続における事務負担を軽減するため、実績報告書の様式の一部の共通化を図るとともに、入力補助機能を付加した。	—	—	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vi)障害児通所支援利用における無償化対象通所児童(施行令24条3号)に係る障害児通所給付決定(法21条の5の5第1項)については、所得区分に応じた負担上限月額及び多子軽減措置の認定について、報酬の審査支払等に係る事務処理システムの改修の必要性を勘案しつつ、簡素化する方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	多子軽減措置の認定の対象となる児童のうち無償化対象通所児童である場合は、多子軽減措置の認定をすることなく、無償化対象通所児童として利用者負担額の判定が可能であること及び受給者証における多子軽減措置の認定についての記載を不要とすることを、地方公共団体に通知した。 なお、所得区分に応じた負担上限月額の認定簡素化については検討中。	【厚生労働省】「無償化対象児童に係る多子軽減認定の取扱いについて」(令和4年3月4日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)]	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_258	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
—	—	—	—	—	—